

会計検査院法第30条の3の規定に基づく報告書

「裁判所における会計経理等に関する会計検査の結果について」

平成25年9月

会計検査院

参議院決算委員会において、平成24年9月3日、国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査のため、会計検査院に対し、裁判所における会計経理等の状況について会計検査を行いその結果を報告するよう要請することが決定され、同日参議院議長を経て、会計検査院長に対し会計検査及びその結果の報告を求める要請がなされた。これに対して、会計検査院は、同月4日、検査官会議において本要請を受諾することを決定した。

本報告書は、上記の要請により実施した会計検査の結果について、会計検査院長から参議院議長に対して報告するものである。

平成 2 5 年 9 月  
会 計 検 査 院

# 目次

第1	検査の背景及び実施状況	1
1	検査の要請の内容	1
2	検査事項の概要	1
(1)	システム関連の調達の概要	1
(2)	請求書、納品書等の会計書類の概要	2
ア	調達の流れと会計書類	2
イ	契約方式	4
ウ	検査調書の作成と省略	4
(3)	検察審査会の概要	5
ア	検察審査会制度の概要	5
イ	組織の概要	7
(ア)	検察審査員及び補充員	7
(イ)	検察審査会事務局	8
ウ	審査員等の選定手続	8
エ	検察審査会の運営に伴う経費	9
オ	会議の記録	9
3	検査の観点、着眼点、対象及び方法	10
(1)	検査の観点及び着眼点	10
ア	システム関連の調達に係る契約方式、落札率等の状況	10
イ	請求書、納品書等の会計書類の管理の状況	10
ウ	検察審査会の運営に伴う公費の支出状況	11
(2)	検査の対象及び方法	11
ア	システム関連の調達に係る契約方式、落札率等の状況	11
イ	請求書、納品書等の会計書類の管理の状況	11
ウ	検察審査会の運営に伴う公費の支出状況	12
第2	検査の結果	13
1	システム関連の調達に係る契約方式、落札率等の状況	13

(1) 契約方式、落札率等の状況	13
ア 契約の方式	13
(ア) 競争契約	14
(イ) 随意契約	14
イ 契約方式別の平均落札率	16
ウ 競争契約における応札者数別の落札率	17
エ 業務内容別の契約方式等の状況	18
(2) 予定価格の算定	19
ア ハードウェア等の購入、リース	19
イ ハードウェア等の保守	19
ウ システムの開発、改修、運用、保守等	19
(3) 競争性の確保の取組	20
2 請求書、納品書等の会計書類の管理の状況	22
(1) 会計書類の日付の記載	22
ア 請求書	22
(ア) 最高裁判所における請求書の日付の記載状況	24
(イ) 下級裁判所における請求書の日付の記載状況	24
イ 納品書	26
ウ 見積書	27
(2) 調達手続の適正性	28
ア 調達手続の適正性	28
(ア) 見積合わせについて	28
(イ) 会計書類の作成手続、保存等について	29
(ウ) 検査及び検査調書の作成について	30
(エ) 会計検査院による業者等に対する検査	31
イ 最高裁判所及び各裁判所が執った処置	31
3 検察審査会の運営に伴う公費の支出状況	32
(1) 検察審査会の運営に関する予算等	32
ア 「(項) 検察審査費」の歳出予算現額等の推移	32
イ 平成21年度予算における計上方法の変更	32

(2) 会議の開催状況	35
(3) 審査員等に係る旅費等の支出状況	36
ア 審査員等に対する旅費等の振り込みの状況	38
イ 審査員等に対する本人確認等	38
(ア) 検察審査会による本人確認の実施状況	38
(イ) 会計検査院による審査員等の実在確認	38
ウ 出頭の事実を記録する書類の作成状況及び保存状況	39
エ 旅費等の額の算定等の状況	40
(ア) 旅費及び宿泊料	40
(イ) 日当	41
(4) 証人等及び審査補助員に対する旅費等の支出状況	43
ア 証人等及び審査補助員に対して支給される旅費等の概要	43
イ 証人等に対する旅費等の支出状況	43
ウ 審査補助員に対する手当等の支出状況	43
(5) 検察審査会に係る庁費の支出状況	44
ア 「(項) 検察審査費 (目) 庁費」の支出状況	44
(ア) 地方裁判所における支出状況	44
(イ) 高等裁判所における支出状況	45
(ウ) 最高裁判所における支出状況	45
イ 他の予算科目からの支出状況	46
(6) 事務局職員の人件費の支出状況	47
第3 検査の結果に対する所見	49
1 検査の結果の概要	49
(1) システム関連の調達に係る契約方式、落札率等の状況	49
ア 契約方式、落札率等の状況	49
イ 予定価格の算定	49
ウ 競争性の確保の取組	50
(2) 請求書、納品書等の会計書類の管理の状況	50
ア 会計書類の日付の記載	50

イ	調達手続の適正性	50
(3)	検察審査会の運営に伴う公費の支出状況	51
ア	審査員等に係る旅費等の支出状況	51
イ	証人等及び審査補助員に対する旅費等の支出状況	51
ウ	検察審査会に係る庁費の支出状況	51
エ	事務局職員の人件費の支出状況	52
2	所見	52
(1)	システム関連の調達に係る契約方式、落札率等の状況	52
(2)	請求書、納品書等の会計書類の管理の状況	52
(3)	検察審査会の運営に伴う公費の支出状況	52
	別表	54

# 事例一覧

[適切な見積合わせが行われていなかったもの]

<事例1> . . . . . 29

[発注の事実を示す書類が保存されていなかったため、発注した日が確認できなかったもの]

<事例2> . . . . . 30

[納品の完了前に検査調書を作成していたもの]

<事例3> . . . . . 30

以下、本文及び図表中の数値は、原則として、金額については、表示単位未満を切り捨てて、割合については、表示単位未満を四捨五入している。このため、各項の数値を合計しても計欄の数値と一致しないことがある。

## 第1 検査の背景及び実施状況

### 1 検査の要請の内容

会計検査院は、平成24年9月3日、参議院から、国会法第105条の規定に基づき下記事項について会計検査を行いその結果を報告することを求める要請を受けた。これに対し同月4日検査官会議において、会計検査院法第30条の3の規定により検査を実施してその結果を報告することを決定した。

#### 一、会計検査及びその結果の報告を求める事項

##### (一) 検査の対象

裁判所

##### (二) 検査の内容

裁判所における会計経理等についての次の各事項

- ① システム関連の調達に係る契約方式、落札率等の状況
- ② 請求書、納品書等の会計書類の管理の状況
- ③ 検察審査会の運営に伴う公費の支出状況

### 2 検査事項の概要

#### (1) システム関連の調達の概要

最高裁判所は、裁判所の事務の合理化及び効率化を図り、裁判機能の充実を図るなどのため、地方裁判所における民事事件に関する事件管理、保管金管理等を行う「民事裁判事務支援システム（MINTAS）」、地方裁判所における刑事事件に関する事件管理、期日管理、押収物管理等を行う「刑事裁判事務支援システム（KEITAS）」、情報システムの基盤として全国の裁判所を結ぶネットワークである「司法情報通信システム」等の情報システムを運用している。

また、国は、情報システムに係る政府調達において、サービス市場における自由で公正な競争を促し、真の競争環境を実現するとともに、調達手続のより一層の透明性・公平性の確保を図るため、「情報システムに係る政府調達の基本指針」（平成19年3月各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）を策定している。そして、最高裁判所は、同指針の対象機関とはされていないが、各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議にオブザーバーとして参加していることもあり、同指針に基づいて情報



システムに係るハードウェア等の購入、賃貸借、運用、保守等の役務等の調達を行っている。

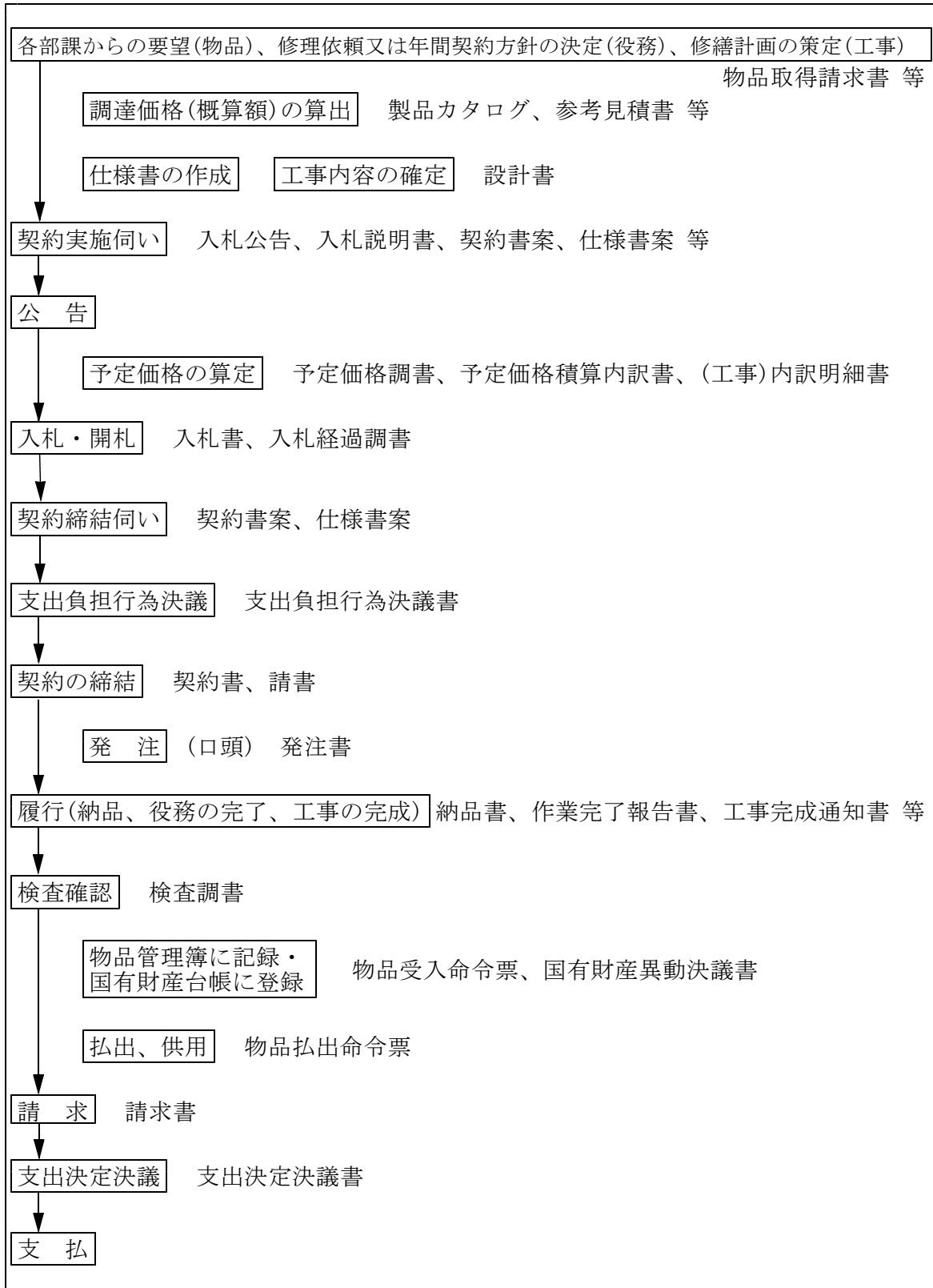
(2) 請求書、納品書等の会計書類の概要

ア 調達の流れと会計書類

裁判所における調達手続の基本的な流れについては、各裁判所により多少の異同はあるものの、おおむね図表1-2-1のとおりとなっている。裁判所は、会計法令等に基づき、契約の締結時に、通常、契約書等を作成することとされており、契約相手方から、履行の完了時に、役務契約であれば作業完了報告書、物件の購入であれば納品書の提出を受けて、検査職員によって検査を行う。そして、その後契約相手方から請求書の提出を受けて支出決定決議書を作成して、これに基づいて支払が行われる。

また、これらの会計書類については、司法行政文書として、「司法行政文書の管理について（依命通達）」（平成24年最高裁秘書第003545号）等に従って管理されている。

図表1-2-1 調達手続の基本的な流れ（一般競争契約の例）



そして、裁判所は、計算証明規則（昭和27年会計検査院規則第3号）に基づき支出計算書（官署分）とこれに係る証拠書類等を会計検査院に提出している。証拠書類としては、支出の決定の内容を明らかにした決議書の類、請求書、契約書等のほか、後述の検査調書等が提出されることとなっている。

#### イ 契約方式

会計法（昭和22年法律第35号）によると、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合においては、原則として一般競争に付さなければならないこととされているが、契約の性質又は目的が競争を許さない場合や、緊急の必要により競争に付することができない場合及び競争に付することが不利と認められる場合においては、政令の定めるところにより、随意契約によることとされている。また、契約に係る予定価格が少額である場合等においては、指名競争に付し又は随意契約によることができることとされている。そして、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）は、予定価格が少額であることを理由として随意契約によることができる場合として、予定価格が250万円を超えない工事又は製造をさせるとき、予定価格が160万円を超えない財産を買い入れるとき、予定賃借料の年額又は総額が80万円を超えない物件を借り入れるとき、工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の貸借以外の契約でその予定価格が100万円を超えないものをするときなどと定められている。

また、予決令によると、契約担当官等は、随意契約によろうとするときは、なるべく2人以上の者から見積書を徴さなければならないこととされている。

#### ウ 検査調書の作成と省略

会計法によると、契約担当官等は、請負契約又は物件の買入れその他の契約については、自ら又は補助者に命じて、その受ける給付の完了の確認をするため必要な検査をしなければならないこととされている。そして、予決令によると、契約担当官等又は契約担当官等から検査を命ぜられた補助者等は、検査を完了した場合においては、原則として、検査調書を作成しなければならないこと、検査調書を作成すべき場合においては、当該検査調書に基づかなければ、支払をすることができないこととされている。

また、契約事務取扱規則（昭和37年大蔵省令第52号）において、検査調書の作成を省略することができるのは、請負契約又は物件の買入れその他の契約に係る給付

の完了の確認のための検査であって、当該契約金額が200万円を超えない契約に係るものである場合とされている。各裁判所は、この検査調書の作成を省略することができる場合においても、「会計事務簡素化のための法令の実施について」（昭和55年蔵計第2252号）に基づき、検査の実施を明らかにするために支出決定決議書又は請求書に検査確認年月日を付記して、検査を担当した者が押印することとしている。

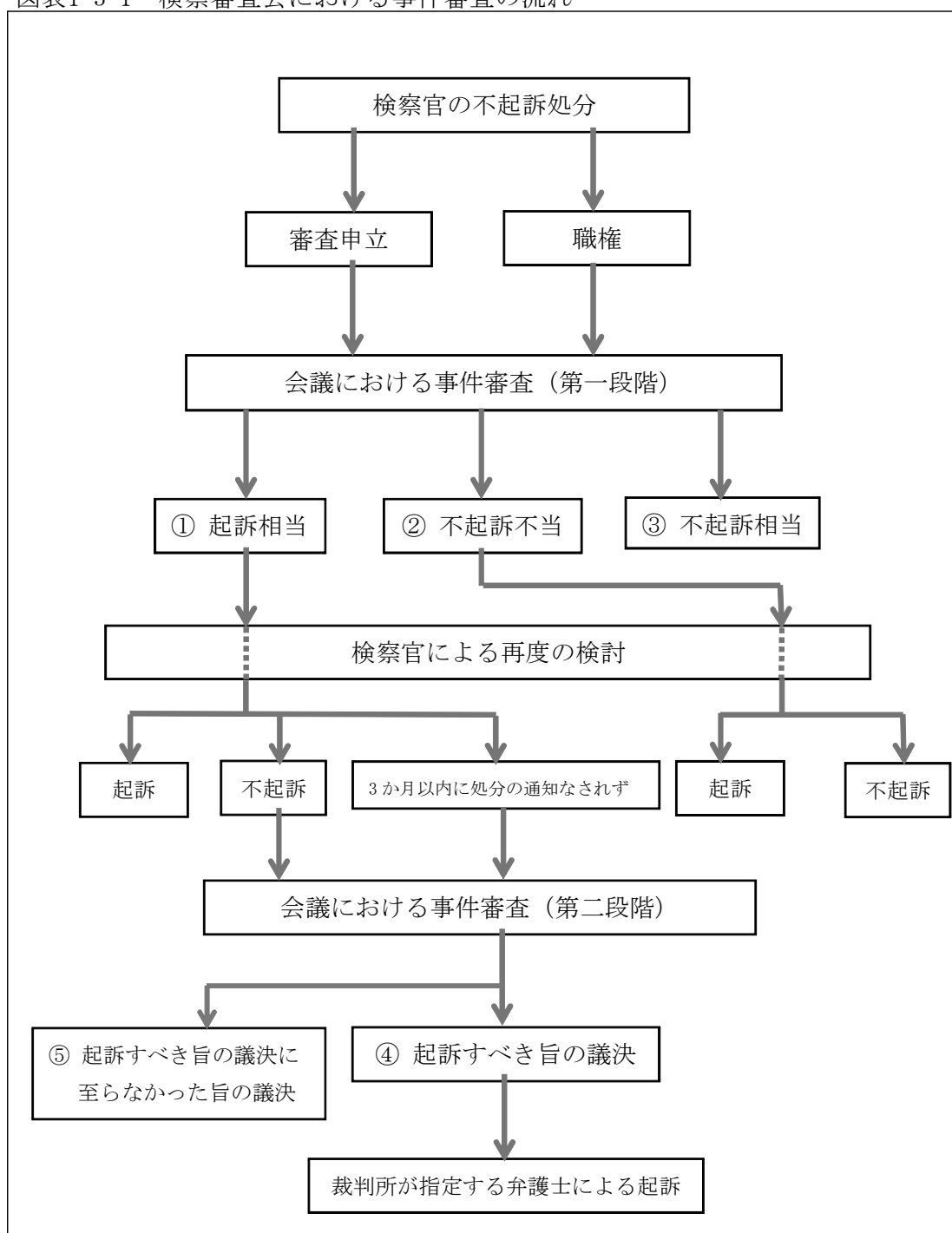
### (3) 検察審査会の概要

#### ア 検察審査会制度の概要

検察審査会は、検察審査会法（昭和23年法律第147号。以下「検審査法」という。）に基づいて、公訴権の実行に関して民意を反映させてその適正を図るため、検察官による公訴を提起しない処分（不起訴処分）の当否の審査等を行う組織であり、独立してその職権を行うこととされている。検審査法では、検察審査会は地方裁判所及び地方裁判所支部の所在地に設置することとされ、検察審査会の名称及び管轄区域等を定める政令（昭和23年政令第353号）に基づき、25年6月末現在、全国に165の検察審査会が設置されている（巻末別表参照）。

検察審査会は、検察審査会議（以下「会議」という。）を開催して、審査の申立て又は自らの職権により、不起訴処分となった事件についてその処分の当否を審査する（以下、事件の処分の当否についての審査を「事件審査」という。）。具体的な事件審査の流れは図表1-3-1のとおりとなっている。

図表1-3-1 検察審査会における事件審査の流れ



検察審査会は、会議において、①審査した事件について検察官は公訴を提起（起訴）すべきであると判断した場合の「起訴相当」、②当該事件を検察官が不起訴処分にしたことについて、捜査が十分になされていないなどとして不当であると判断した場合の「不起訴不当」、③当該事件を検察官が不起訴処分にしたことについて相当であると判断した場合の「不起訴相当」のいずれかの議決を行う。このうち、

①起訴相当及び②不起訴不当の議決の場合には、検察官は速やかに当該議決を参考にして改めて事件について検討した上で起訴又は不起訴処分にする。そして、①起訴相当及び②不起訴不当の議決の対象となった事件について、検察官は起訴又は不起訴処分を行った場合には、検察審査会にその旨を通知しなければならないこととされている。

検察審査会は、①起訴相当の議決の対象となった事件について、不起訴処分とした旨の通知を受けた場合は、再度の審査を行う。また、①起訴相当の議決の対象となった事件について、検察官から3か月以内に上記の通知がなされない場合には、当該事件について不起訴処分がなされたものとみなして再度の審査を行う。そして、検察審査会は、この再度の審査において、④起訴すべき旨の議決又は⑤起訴すべき旨の議決に至らなかった旨の議決を行う。検察審査会が④起訴すべき旨の議決を行った場合には、裁判所が指定する弁護士が当該議決の対象となった事件について起訴しなければならないこととされている。

検察審査会は、審査を行う際に、証人を呼び出し、これを尋問することができるほか、相当と認める者の出頭を求めて、法律その他の事項に関し専門的助言を徴することができる。また、法律に関する専門的な知見を補う必要があると認めるときには、弁護士の中から審査補助員を委嘱することができる。そして、前記の起訴相当の議決後再び不起訴処分とされた場合等に行う再度の審査に際しては、審査補助員を委嘱しなければならないこととされている。

検審査において、会議は、公開しないこととされている。そして、検察審査会は、審査の結果、前記①から⑤までの議決をしたときは、理由を付した議決書を作成するとともに、議決後7日間、当該議決の要旨を当該検察審査会事務局（後掲イ(イ)参照）の掲示場に掲示することとされている。

## イ 組織の概要

### (ア) 検察審査員及び補充員

各検察審査会は、当該検察審査会の管轄区域内の衆議院議員の選挙権を有する者の中から選定された11人の検察審査員（以下「審査員」という。）によって組織される。そして、検察審査会は、11人の審査員の出席がなければ会議を開き議決することができないこととされている。このため、審査員が欠けたときなどに代わりの審査員となる補充員が審査員と同様に11人選定される。

審査員及び補充員（以下、両者を合わせて「審査員等」という。）の任期は6か月とされていて、図表1-3-2のとおり、5人又は6人の審査員並びに同数の補充員が、就任時期を3か月ずつずらして任期を務める。具体的な任期は、2月1日から7月31日までの間（第1群）、5月1日から10月31日までの間（第2群）、8月1日から翌年1月31日までの間（第3群）、11月1日から翌年4月30日までの間（第4群）とされている。このため、審査員及び補充員は、それぞれ5人又は6人が3か月ごとに交代することになる。

検察審査会は、各群の任期が開始したときは、その都度速やかに会議を開催して、検察審査会長（以下「会長」という。）を互選しなければならないとされており、また、毎年3月、6月、9月及び12月にもそれぞれ会議を開催しなければならないとされている。なお、会長は、特に必要があると認めるときは、上記以外にいつでも会議を開催することができることとされている。

図表1-3-2 審査員等の任期及び法定の会議

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
第1群(5人)		★	●		★	●						
第2群(6人)					★	●		★	●			
第3群(5人)								★	●		★	●
第4群(6人)		★	●								★	●

注(1) ★は、会長を互選するための会議(年4回)である。なお、検審査法では、各群の任期が開始したときはその都度速やかに会議を開催し、会長を互選しなければならないとされていて、具体的に当該会議を開催すべき月については法定されていないが、ここでは便宜上各群の任期が開始される月に★を付している。

注(2) ●は、定例の会議(年4回)である。

#### (イ) 検察審査会事務局

各検察審査会には、事務局を置くこととされており、最高裁判所が定める定員の検察審査会事務官を置き、その検察審査会事務官は、裁判所事務官の中から最高裁判所が命じることとされている。また、最高裁判所は、各検察審査会の検察審査会事務官のうち1人を検察審査会事務局長（以下「事務局長」という。）に任命して、事務局長及び他の検察審査会事務官（以下、両者を合わせて「事務局職員」という。）は、会長の指揮監督を受けて、検察審査会の事務をつかさどることとされている。

#### ウ 審査員等の選定手続

審査員等の選定手続は次の①から④までのとおりとされている。

- ① 事務局長は、毎年9月1日までに、当該検察審査会の管轄区域内の市区町村に対して、検察審査員候補者となる各群100人、計400人をそれぞれの市区町村の選挙人名簿に登録されている有権者数に応じて配分するなどした人数を割り当てて、これを当該市区町村の選挙管理委員会に通知する。
- ② 市区町村の選挙管理委員会は、選挙人名簿に登録されている者の中から割り当てられた人数の有権者をくじにより選定する。そして、選定された者の氏名、住所及び生年月日を記載した検察審査員候補者予定者名簿を調製して、10月15日までに管轄検察審査会の事務局に送付する。
- ③ 事務局長は、送付された上記の名簿に基づき、各群ごとに検察審査員候補者名簿を調製して、当該名簿に記載された者にその旨を通知する。
- ④ 事務局長は、審査員等として12月28日までに第1群検察審査員候補者の中から各5人、翌年3月31日までに第2群検察審査員候補者の中から各6人、6月30日までに第3群検察審査員候補者の中から各5人及び9月30日までに第4群検察審査員候補者の中から各6人を、地方裁判所の判事及び地方検察庁の検事各1人の立会いの下で、くじにより選定する。

これらの手続のうち、④にある事務局長が行うくじによる選定は、最高裁判所が整備した検察審査員候補者名簿管理システムを使用して行われている。

また、事務局長は、④の選定を行ったときには、選定録を作成することとされている。この選定録は、審査員等として選定された者の氏名、住所及び生年月日を記載することとされていて、上記のシステムから出力される。

#### エ 検察審査会の運営に伴う経費

検察審査会に関する経費は、裁判所の経費の一部として国の予算に計上しなければならないこととされている。

また、審査員等、証人等及び審査補助員に対して旅費、日当及び宿泊料を支給することとされており、そのほかに、審査補助員に対しては手当を支給することとされている。

#### オ 会議の記録

会議の議事については、会議録を作成しなければならないとされている。会議録は、検察審査会法施行令（昭和23年政令第354号）において、事件ごとに作成すること、会議の開催された年月日、会長、審査員等の氏名、会議の経過等について記載



すること、これに会長及び検察審査会事務官が署名押印することとされている。

### 3 検査の観点、着眼点、対象及び方法

#### (1) 検査の観点及び着眼点

会計検査院は、裁判所における会計経理等に関する各事項について、合規性、経済性、効率性、有効性等の観点から、次の着眼点により検査を実施した。

##### ア システム関連の調達に係る契約方式、落札率等の状況

会計検査院は、会計検査院法第30条の3の規定に基づき、18年10月に、「各府省等におけるコンピュータシステムに関する会計検査の結果について」として検査結果を参議院に報告して、情報システムに係る契約について、契約の競争性及び透明性の向上や積算の合理性の向上を図ることに努め、もって情報システム関係予算の経済的、効率的かつ効果的な執行を図ることが必要であるとの所見を示している。また、同法第30条の2の規定に基づき、23年11月に、「情報システムに係る契約における競争性、予定価格の算定、各府省等の調達に関する情報の共有等の状況について」として検査の状況を衆議院、参議院及び内閣に対して報告（以下、この報告を「23年報告」という。）して、上記18年の報告と比べて競争契約の割合が増加してきているものの、応札者が1者のみの契約（以下「1者応札」という。）の割合も依然として大きく、競争性が十分確保されていない状況となっており、国の厳しい財政状況等を鑑みると、効率的な予算執行に努めることが重要であるとの所見を示している。

さらに、最高裁判所におけるシステム関連の調達に関しては、契約金額の予定価格に対する比率である落札率が高すぎるのではないかなどといった内容の質疑が国会で行われるなどした。

そこで、システム関連の調達について、契約方式は適切なものとなっているか、予定価格の算定は合理的なものとなっているかなどに着眼して検査を実施した。

##### イ 請求書、納品書等の会計書類の管理の状況

裁判所の会計経理については、日付の記載がない請求書等に基づく処理が適切ではなく、不適正経理の疑いがあるなどといった内容の質疑が国会で行われるなどした。

不適正経理を防止するためには、調達手続の各段階において会計法令にのっとり適正な執行が行われていること、特に、給付の完了の確認をするために必要な検査が的確に行われていることなどが重要である。

そこで、裁判所において会計書類が適正に作成され、管理されているか、調達手続

は適正に行われているかなどに着眼して検査を実施した。

#### ウ 検察審査会の運営に伴う公費の支出状況

検察審査会については、特定の事件についての議決に関与した審査員の平均年齢を当該議決を行った検察審査会の事務局が公表したことに關して、その公表した平均年齢の値が2回にわたり訂正されるなどしたことを端緒として、当該特定の事件についての議決に関与した審査員が実在の人物であったのかという点について疑義があるといった内容の質疑が国会で行われるなどした。

また、検察審査会に対する審査の申立てや同会の議決については広く国民の関心が集まるようになった一方で、検察審査会の会議は、検審法により非公開となっていることなどから、外部からはその運営の状況がわかりにくいといった内容の質疑が国会で行われるなどした。

そこで、検察審査会の運営に伴う公費の支出の規模はどの程度か、審査員等に対する旅費等の支出は適正に行われているかなどに着眼して検査を実施した。

### (2) 検査の対象及び方法

#### ア システム関連の調達に係る契約方式、落札率等の状況

23年報告は、20年度から22年度までの間における府省共通業務・システム及び個別府省業務・システムの最適化計画の実施等に係る契約のうち、年間支払金額が100万円以上の情報システムの契約における競争性、予定価格の算定、各府省等の調達に関する情報の共有等について検査を実施し、その状況を取りまとめたものである。また、その対象機関は25府省等にわたっており、この中には、最高裁判所における業務・システムの最適化計画の実施等に係る契約も含まれている。

そこで、23年報告が対象とした期間以降となる23、24両年度に最高裁判所が支払を行った情報システムに係る契約のうち、会計法令上、少額であることを理由として随意契約によることができるかとされていないもの（予定価格が160万円を超える物品購入契約、80万円を超える賃貸借契約及び100万円を超える役務契約）を対象として、最高裁判所から調書を徴するとともに、最高裁判所において、予定価格の算定等の状況について関係資料を確認するなどして会計実地検査を行った。

#### イ 請求書、納品書等の会計書類の管理の状況

最高裁判所のほか、8高等裁判所、全国に50ある地方裁判所のうちの25地方裁判所及び全国に50ある家庭裁判所の中で専任所長の置かれた26の家庭裁判所のうちの5家

庭裁判所、計38裁判所（以下、これらを合わせて「38高地家裁」という。図表2-2-1参照。）から計算証明規則に基づき会計検査院に提出された23、24両年度の支出計算書（官署分）の証拠書類について、物件費及び施設費に係る請求書を対象に日付の記載があるかなどについて書面検査を行うとともに、最高裁判所及び38高地家裁において、証拠書類として指定されていない納品書や裁判所内部の決裁書類その他の会計書類を確認するなどして会計実地検査を行った。

会計実地検査に当たっては、支出計算書（官署分）の添付書類として会計検査院に提出される「支出済みの通知に関する書類」の中から支出件数の多い又は支出額の大きい契約先延べ515業者等を抽出するなどして実施した。

また、裁判所の会計経理が適正であるかを判断するために、物品の納入等に係る契約先の中から支払金額の大きさなどを勘案して選定した14業者等に対して、当該業者等が保有する帳票類の提示を受けるなどして、会計実地検査を行った。

#### ウ 検察審査会の運営に伴う公費の支出状況

事件審査の件数を考慮するなどして選定した42検察審査会（巻末別表参照。以下「42検審」という。）における22、23両年度の公費の支出状況について、その会計事務を行っている25地方裁判所において関係資料を確認するなどして会計実地検査を行うとともに、22年度から24年度までの検察審査会の運営に関して、全165検察審査会から会議の開催状況、事務局職員の配置に関する調書等を徴して検査した。

また、上記の検査に加えて、審査員等が実在の人物であったのかという点について  
(注1)  
確認するために、11検察審査会を対象として、地方裁判所から会計検査院に提出された支出計算書（官署分）の証拠書類において審査員等として会議に出頭したとして旅費等が支払われている者に対して会計検査院から調査票を郵送して調査を実施した。  
上記アからウまでの会計実地検査に要した人日数は、計382.4人日である。

(注1) 11検察審査会 東京第一、東京第三、東京第五、大阪第一、大阪第三、名古屋第一、広島第一、福岡第一、仙台、札幌、高松各検察審査会

## 第2 検査の結果

### 1 システム関連の調達に係る契約方式、落札率等の状況

#### (1) 契約方式、落札率等の状況

最高裁判所が、23、24両年度に支払を行った情報システムに係る契約（会計法令上、少額であることを理由として随意契約としたものを除く。）の件数及び契約金額は、計289件、88億0141万余円であり、23、24両年度の支払金額は、図表2-1-1のとおり、計77億7922万余円となっている。このうち、年間支払金額が1000万円以上の契約は、計147件、71億2855万余円となっていて、件数で50.9%、金額で91.6%を占めている。

図表2-1-1 平成23、24両年度の最高裁判所の情報システムに係る契約件数及び支払金額  
(単位：件、百万円、%)

平成23年度				24年度				計			
件数	構成比	支払金額	構成比	件数	構成比	支払金額	構成比	件数	構成比	支払金額	構成比
140	100	3,565	100	152	100	4,213	100	289	100	7,779	100
上記のうち年間支払金額1000万円以上のもの											
73	52.1	3,242	90.9	77	50.7	3,886	92.2	147	50.9	7,128	91.6

(注) 国庫債務負担行為による複数年度契約が3件あるため、合計しても計欄の件数と一致しない。

なお、前記のように、23年報告は25府省等の業務・システム最適化計画の実施等に係る契約を対象としているのに対して、今回の検査の対象は裁判所のみである一方、業務・システム最適化計画の実施等に係る契約以外の契約も対象としている。このため両者を単純に比較することはできないものの、23年報告においても契約方式、落札率等の状況について分析していることから、参考として23年報告の数値との比較も行っている。

#### ア 契約の方式

今回検査の対象とした上記の289件（以下「289契約」という。）を契約方式別にみると、図表2-1-2のとおりとなっている。

図表2-1-2 契約方式の状況

(単位：件、百万円、%)

契約方式					平成23年度				24年度			
	件数	構成比	契約金額	構成比	件数	構成比	契約金額	構成比	件数	構成比	契約金額	構成比
競争契約	162	56.1	5,220	59.3	83	59.3	2,395	65.0	79	53.0	2,825	55.2
随意契約	127	43.9	3,580	40.7	57	40.7	1,290	35.0	70	47.0	2,290	44.8
計	289	100	8,801	100	140	100	3,685	100	149	100	5,115	100
上記のうち年間支払金額1000万円以上のもの												
競争契約	71	48.3	4,811	59.0	40	54.8	2,199	65.4	31	41.9	2,612	54.6
随意契約	76	51.7	3,339	41.0	33	45.2	1,163	34.6	43	58.1	2,175	45.4
計	147	100	8,150	100	73	100	3,363	100	74	100	4,787	100
23年報告(年間支払金額1000万円以上の契約)												
競争契約	950	56.6	674,055	72.2								
随意契約	727	43.4	259,437	27.8								
計	1,677	100	933,492	100								

(注) 23年報告の件数及び契約金額は、平成20年度から22年度までの3年間の合計の数値である(以下、図表2-1-3及び図表2-1-4においても同様。)

(ア) 競争契約

289契約のうち競争契約は全て一般競争契約で、その件数と契約金額は、162件、52億2070万余円であり、全体に占める割合は件数で56.1%、金額で59.3%となっている。このうち年間支払金額が1000万円以上の契約は71件、契約金額48億1181万余円であり、年間支払金額が1000万円以上の契約147件、契約金額81億5086万余円に占める割合は件数で48.3%、金額で59.0%となっていて、289契約全体に占める競争契約の割合と比べて、件数においては若干低く、金額においてはほぼ同等となっている。また、23年報告の件数56.6%、金額72.2%より件数では8.3ポイント、金額では13.2ポイント低くなっている。

(イ) 随意契約

289契約のうち随意契約は127件、契約金額35億8071万余円であり、全体に占める割合は件数で43.9%、金額で40.7%となっている。この127件のうち、競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札をしても落札者がいないときに行われる随意契約(以下「不落随契」という。)は46件、契約金額12億9527万余円となっていて、これを除いた81件、22億8543万余円について、随意契約とした理由を態様別に分類すると次のとおりである。

- ① 過年度に複数年度を前提として競争入札を行い決定した契約相手方と引き続き契約しているもの 74件 契約金額21億5742万余円
- ② 特定のサービスの利用料など競争の余地のないもの 4件 同9942万余円

③ 開発業者が著作権を所持しているプログラムで構築されているシステムに係るもの 2件 同2527万余円

④ 緊急の必要により競争に付することができないもの 1件 同330万余円

上記のうち、大半を占めている①の態様の契約（以下「実質的な複数年度契約」という。）については、調達の前年度には競争入札を行って、次年度以降については、これを前提に随意契約を行っているものであり、形式としては毎年度改めて契約を締結しているものである。そして、このような契約の方法については、国の行政効率化関係省庁連絡会議が取りまとめた「行政効率化推進計画」（平成16年6月）において、「パソコン等の物品について、購入する場合や単年度賃貸借を行う場合と比較して複数年度のリース契約を行うことに合理性が認められる場合には、国庫債務負担行為による複数年契約によることとする」、「複数年度にわたる情報システムの開発等について、原則として国庫債務負担行為による複数年契約により実施することとする」とされている。最高裁判所は、国庫債務負担行為の適用条件が必ずしも明確にされておらず、活用の指針が示されていなかったなどとして、国庫債務負担行為の活用については「（事項）文書管理システム用電子計算機等借入れ」等の一部にとどまっていたが、24年3月に「国庫債務負担行為の活用に関する手引き」（内閣府公共サービス改革担当事務局）が出されたことなどを受けて、平成25年度予算においては、「（事項）司法情報通信システム運用等」等8事項について国庫債務負担行為による契約を実施することとしている。

②については、民間の研究所が運営している営繕積算システムの利用料やプログラムのライセンスの追加購入等の競争の余地のないものである。

③については、いずれも最高裁判所が元年度に運用を開始した「少年事件処理システム」に係る23年度の保守等であり、開発業者が著作権を所有している製品を基盤として開発されているため、開発業者以外の者には実施できないとしていたものであるが、24年度からは、請負業者が開発業者の許諾を得ることを仕様に盛り込むことにより、競争入札に移行している。また、最高裁判所は、次期システムに更新する際には広く公開された規格や仕様に従ったシステムを開発することとしている。

④については、24年9月に裁判所ホームページが改ざんされたことによる影響等

についての調査等を委託するために緊急に調達する必要があったため、競争に付することができなかったものである。

#### イ 契約方式別の平均落札率

契約金額の予定価格に対する比率（以下、随意契約も含めて「落札率」という。）は、予定価格の妥当性や契約方式の特性等から、その高低だけをもって一律に評価できない面はあるものの、契約の競争性や契約金額の経済性等を評価する際の指標の一つと考えられる。

そこで、289契約について、平均落札率を契約方式別にみたところ、図表2-1-3のとおり、競争契約162件の平均落札率が79.6%であるのに対して、随意契約127件は99.6%となっていた。このうち年間支払金額が1000万円以上の契約についてみると、競争契約71件の平均落札率が81.6%であるのに対して、随意契約76件は99.8%となっていて、競争契約の場合は23年報告の平均落札率87.3%より低くなっているものの、随意契約の場合は23年報告の98.6%とほぼ同等となっている。

図表2-1-3 契約方式別の平均落札率 (単位：件、%)

契約方式				平成23年度			24年度		
	件数	構成比	平均落札率	件数	構成比	平均落札率	件数	構成比	平均落札率
競争契約	162	56.1	79.6	83	59.3	80.2	79	53.0	78.9
随意契約	127	43.9	99.6	57	40.7	99.6	70	47.0	99.5
計	289	100	88.4	140	100	88.1	149	100	88.6
上記のうち年間支払金額1000万円以上のもの									
競争契約	71	48.3	81.6	40	54.8	80.9	31	41.9	82.4
随意契約	76	51.7	99.8	33	45.2	100.0	43	58.1	99.7
計	147	100	91.0	73	100	89.5	74	100	92.4
23年報告(年間支払金額1000万円以上の契約)									
競争契約	950	59.2	87.3						
随意契約	654	40.8	98.6						
計	1,604	100	91.9						

(注) 23年報告は、契約方式別の平均落札率の分析に際して、予定価格の算定を省略している73件を除いているため、随意契約の件数654件は図表2-1-2の727件と一致しない。

随意契約の平均落札率が高いのは、随意契約の大半を占めている実質的な複数年度契約において、調達の際に予定される期間全体に係る総額で入札を行っていることから、初年度の契約の時点で次年度以降の支払金額も定まっているため、予定価格と契約金額が同じになっていたり、不落随契において、予定価格の制限に達した価格の入札がないときに最低価格で入札した者と予定価格の範囲内で価格交渉が行

われるため、予定価格と契約金額の差が小さくなっていたりすることによると考えられる。

#### ウ 競争契約における応札者数別の落札率

競争契約162件の応札者数についてみると、最多で9者、平均で2.6者となっていて、図表2-1-4のとおり、1者応札も65件と、割合にして40.1%を占めている。このうち年間支払金額が1000万円以上の契約における1者応札の割合は49.3%となっており、23年報告の66.4%と比較すると低い状況となっている。

また、平均落札率を応札者数別にみると、複数応札の69.0%に比べて1者応札は95.4%と高くなっている。このうち年間支払金額が1000万円以上の契約についてみても、やはり複数応札の68.5%に比べて1者応札は95.0%と高くなっていて、図表2-1-3の随意契約における平均落札率99.8%や23年報告の1者応札における平均落札率96.0%と同等の高い比率となっている。このことは、23年報告と同様に、競争契約であっても1者応札の場合は、実質的な競争性を確保しにくい状況を示している。

図表2-1-4 応札者数別の平均落札率 (単位：件、%)

区分				平成23年度			24年度		
	件数	構成比	平均落札率	件数	構成比	平均落札率	件数	構成比	平均落札率
1者応札	65	40.1	95.4	34	41.0	97.3	31	39.2	93.3
複数応札	97	59.9	69.0	49	59.0	68.3	48	60.8	69.6
計	162	100	79.6	83	100	80.2	79	100	78.9
上記のうち年間支払金額1000万円以上のもの									
1者応札	35	49.3	95.0	17	42.5	96.4	18	58.1	93.7
複数応札	36	50.7	68.5	23	57.5	69.5	13	41.9	66.7
計	71	100	81.6	40	100	80.9	31	100	82.4
23年報告(年間支払金額1000万円以上の契約)									
1者応札	631	66.4	96.0						
複数応札	319	33.6	70.1						
計	950	100	87.3						

1者応札となった65件における入札説明会の参加者数（入札説明会を行っていない契約においては、入札説明書を配布した業者の数）は、4者から34者までとなっており、複数の業者が入札に対して興味を持っていたことが見て取れる。しかし、結果的に1者しか応札しなかった理由としては、保守等の対象となっているハードウェアが当該業者が取り扱っていないメーカーの製品であったり、他者が開発したシステムの運用、保守等を行うことについてのリスクを考慮したりして、他の業者が応札しなかったことなどが考えられる。



このほか、仕様書の記載が初めから特定の業者しか参加できないような内容になっていることも考えられることから、1者応札となった65件及び不落随契46件のうち入札の際に1者応札であった38件、計103件の契約を対象に、ハードウェアの調達については特定メーカーの特定機種を指定することにより、また、システムの運用、保守等についてはシステム構成等を示していないため当該システムの開発業者にしか理解できないものとする事により、仕様書の記載が応札可能な業者を明確に限定するような内容になっていないかという点について検査したところ、そのような記載は見受けられなかった。

#### エ 業務内容別の契約方式等の状況

289契約について、契約ごとの業務内容（複数の業務内容を含んだ契約の場合は当該業務内容に係る金額が最も大きいもの）をみると、①ハードウェアの調達99件（契約金額30億9021万余円）、②ハードウェアの保守16件（同5億1231万余円）、③システムの設計・開発35件（同9億3140万余円）及び④システムの運用、保守等39件（同20億1657万余円）が主なものとなっている。

このうち競争契約は、①ハードウェアの調達23件（契約金額8億3610万余円）、②ハードウェアの保守11件（同4億0911万余円）、③システムの設計・開発31件（同7億9816万余円）及び④システムの運用、保守等26件（同14億6576万余円）となっている。これらの応札者数をみると、図表2-1-5のとおり、①ハードウェアの調達及び③システムの設計・開発については複数応札の方が多く、ある程度の競争性が確保されていると見受けられるものの、④システムの運用、保守等については1者応札と複数応札が同程度、②ハードウェアの保守については複数応札が1件もない状況となっている。これは、当初のシステム開発やハードウェアの調達で落札できないとその後の保守や運用に関しては入札に参加しにくい状況になっており、特にハードウェアの保守は、交換部品の確保等の点においてメーカー系の業者や機器を取り扱っている業者が有利であることなどから、競争性の確保が難しいことによると考えられる。

図表2-1-5 業務内容別の応札者数 (単位：件、%)

区分	①ハードウェアの調達		②ハードウェアの保守		③システムの設計・開発		④システムの運用、保守等	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
1者応札	8	34.8	11	100.0	11	35.5	11	42.3
複数応札	15	65.2	0	—	20	64.5	15	57.7
計	23	100	11	100	31	100	26	100

## (2) 予定価格の算定

会計法令等に基づき算定する予定価格は、契約を締結するに当たり、公正に契約金額を決定するための基準であるとともに、入札価格が市場価格等を反映した妥当な価格であるか否かを判断する基準でもある。そこで、情報システムに係る契約における予定価格の算定方法をみると、おおむね次のようになっていた。

### ア ハードウェア等の購入、リース

購入の場合は、仕様を満たして納入が想定される機器を定めた上で、入札参加予定業者から徴した参考見積書、入札参加予定業者以外から徴した参考見積書及び過去の調達実績から機器ごとの単価を比較して採用単価を決定し、調達数量を乗ずるなどして積算額を算出して、予定価格を算定している。リースの場合は、この積算額に更に金利、リース期間等を考慮して月額リース料を算出して、予定価格を算定している。

### イ ハードウェア等の保守

予定価格を算定する上で、保守対象機器にメーカー等の保守価格が設定されている場合は、当該価格を実際の保守期間に換算して積算額を算出している。保守価格が設定されていない場合は、保守対象機器等の標準価格に、最高裁判所が独自に定めた保守料率を乗ずるなどして積算額を算出している。そして、このようにして算出した積算額と入札参加予定業者から徴した参考見積書の見積金額とを比較するなどして予定価格を算定している。

### ウ システムの開発、改修、運用、保守等

予定価格を算定する際に、入札参加予定業者から参考見積書を徴し、当該見積書の工数に最高裁判所が独自に定めた技術者単価（以下「独自技術者単価」という。）を乗ずるなどして積算額を算出している。そして、このようにして算出した積算額と入札参加予定業者から徴した参考見積書の見積金額とを比較するなどして予定価格を算定している。また、運用、保守等で仕様が前年度と同様である場合は、

前年度の工数の実績と参考見積書の工数を比較するなどして算出した工数に独自技術者単価を乗ずるなどして積算額を算出している。そして、積算額と入札参加予定業者から徴した参考見積書の見積金額とを比較するなどして予定価格を算定している。

1件の契約に上記ア、イ、ウの複数の内容を含む場合は、それぞれの方法で積算した上で合算したものを予定価格としている。

そして、289契約のうち、支払金額で91.6%を占めている年間支払金額が1000万円以上の契約147件を対象に、予定価格の内訳に不合理な点はないか、予定価格の算定の際に不適切な手順が採られていないかなどについて、予定価格調書の内訳や算定の手順を確認するなどして検査したところ、特に報告すべき事態は見受けられなかった。

### (3) 競争性の確保の取組

最高裁判所は、随意契約等の一層の適正化を図るために政府が取りまとめた「公共調達に適正化に向けた取り組みについて」（平成18年2月公共調達の適正化に関する関係省庁連絡会議）に基づき各府省が随意契約の緊急点検及び見直しを行ったことを受けて、18年6月に「随意契約見直し計画」（平成19年1月改訂）を策定している。この中で、「リース契約等、複数年度を前提に契約を行っているが、初年度に係る契約のみ一般競争を行い、次年度以降は随意契約を行っていたものは、次期更新時から競争入札へ移行する」こと、「システム開発等と不可分な関係にある保守点検業務等は、仕様書等の見直しを図り、次期調達時から競争入札等へ移行する」こととしている。また、最高裁判所は、行政コストの節減、効率化等についての検討結果を指摘事項として取りまとめた「指摘事項～ムダ・ゼロ政府を目指して～」(平成20年12月行政支出総点検会議)に基づき各府省が1者応札や1者応募となった契約について応札者を増やし実質的な競争性を確保するための改善方策を公表したことを受けて、21年3月に「「1者応札・1者応募」となった契約の類型及び改善方策について」を策定している。この中では、情報システムに係る契約については、1者応札や1者応募となった理由と、これに対する改善方策として、次の点を挙げている。

- ① システム改修及び保守については、「システムに習熟するために費用と時間がかかり、プログラムの解析が困難な場合には契約後に要求仕様を満たせない可能性があるなど、応札した場合のリスクが大きいと考えている可能性がある」と分析した上で、「システムの理解が容易になるように、できるだけ長い期間、設計書等を閲

覧する機会を設けるほか、業者が広く参加できるように仕様等の見直しを検討する」こと

- ② リースについては、「システム用の機器の更新に当たっては、システムや既存機器との整合性が求められ、業者によっては要求仕様を満たす機器を提案できない場合があると考えられる」と分析した上で、「業者が広く参加できるように仕様等の見直しを検討する」こと

そして、最高裁判所は、随意契約については、前記のとおり、従来は初年度に競争入札を行い次年度以降は形式的に随意契約を繰り返していたものを国庫債務負担行為を活用した競争入札に移行したり、著作権を理由に随意契約としていたものを請負業者が著作権者から許諾を得ることを仕様に盛り込むなどして競争入札に移行したりしている。1者応札については、可能な限り汎用的な仕様を記載したり、既存の業者しか理解できないような記載とならないようシステム構成を明示したりするなど業者が広く参加できるように仕様の見直しを図るとともに、入札の公告期間や設計書等の資料閲覧期間を長くするなどしている。

このようにして、最高裁判所は、情報システムに係る契約における競争性の確保に取り組んでいる。

## 2 請求書、納品書等の会計書類の管理の状況

### (1) 会計書類の日付の記載

#### ア 請求書

請求書は、物品の売主や役務の提供者が、その対価としての代金の支払を相手方に対して請求するための書類であり、通常、請求相手の名前、発行年月日、発行者名及び住所のほか、物品等の明細、数量、単価、合計金額、振込先、振込期限等が記載されている。

そして、国における対価の支払の時期については、「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」（昭和24年法律第256号。以下「支払遅延防止法」という。）等により、当該時期を書面により明らかにする場合は、国が給付の完了の確認又は検査を終了した後相手方から適法な支払請求を受けた日から工事代金については40日、その他の給付に対する対価については30日以内の日としなければならないとされている。また、対価の支払の時期を書面により明らかにしない場合は、相手方が支払請求をした日から15日以内の日と定めたものとみなすこととされている。このように、国が支払請求を受けた日又は相手方が支払請求をした日がいつであるかによって支払期限が定まることから、請求書において、これらの日付を明確にすることは重要である。そこで、提出された請求書に日付の記載がない場合は、相手方に対して請求日付の記載を要請すること、また、日付の記載のない請求書を受理した場合でも支払期限が定まるように、受理した日付を記録しておくこととされている。

最高裁判所及び38高地家裁について、23、24両年度分の証拠書類として会計検査院に提出された請求書の件数を確認したところ、図表2-2-1のとおり、23年度53,124件、24年度50,390件となっていた。このうち日付の記載のない請求書の件数は、23年度12,315件、24年度は3,381件となっていて、請求書全体に対する日付の記載のないものの割合は23年度23.2%、24年度6.7%となっていた。

図表2-2-1 最高裁判所及び38高地家裁における日付の記載のない請求書の受理状況  
(単位：件、%)

裁判所名	平成23年度				24年度			
	請求書 A	日付の 記載の ない請 求書 B	うち様式 上日付欄 がない請 求書 C	日付の 記載の ない請 求書の 割合 B/A	請求書 A	日付の 記載の ない請 求書 B	うち様式 上日付欄 がない請 求書 C	日付の 記載の ない請 求書の 割合 B/A
最高裁判所	5,119	3,387	299	66.2	4,630	285	249	6.2
東京高等裁判所	1,130	734	38	65.0	1,041	46	45	4.4
大阪高等裁判所	1,133	407	118	35.9	1,017	89	57	8.8
名古屋高等裁判所	972	32	27	3.3	904	28	25	3.1
広島高等裁判所	768	163	28	21.2	715	12	3	1.7
福岡高等裁判所	931	305	103	32.8	1,083	79	48	7.3
仙台高等裁判所	949	204	11	21.5	782	23	9	2.9
札幌高等裁判所	827	413	82	49.9	802	78	62	9.7
高松高等裁判所	847	439	80	51.8	771	16	12	2.1
東京地方裁判所	2,580	145	145	5.6	2,488	173	173	7.0
さいたま地方裁判所	1,681	302	235	18.0	1,874	179	177	9.6
水戸地方裁判所	1,489	975	208	65.5	1,424	153	142	10.7
宇都宮地方裁判所	1,152	96	81	8.3	1,070	235	134	22.0
前橋地方裁判所	1,462	200	190	13.7	1,435	217	217	15.1
静岡地方裁判所	1,585	423	155	26.7	1,479	191	177	12.9
新潟地方裁判所	1,691	21	20	1.2	1,666	21	19	1.3
大阪地方裁判所	1,620	208	142	12.8	1,676	188	102	11.2
京都地方裁判所	1,179	39	39	3.3	1,073	15	9	1.4
神戸地方裁判所	1,796	426	127	23.7	1,728	172	68	10.0
名古屋地方裁判所	2,170	15	13	0.7	2,062	16	15	0.8
金沢地方裁判所	978	0	0	-	839	36	7	4.3
広島地方裁判所	1,691	198	105	11.7	1,668	71	51	4.3
山口地方裁判所	1,697	53	49	3.1	1,591	55	49	3.5
岡山地方裁判所	1,231	160	58	13.0	1,125	50	27	4.4
福岡地方裁判所	1,860	467	85	25.1	1,533	100	36	6.5
長崎地方裁判所	1,435	96	47	6.7	1,430	26	25	1.8
熊本地方裁判所	1,361	403	132	29.6	1,345	157	97	11.7
那覇地方裁判所	969	195	93	20.1	908	79	70	8.7
仙台地方裁判所	1,166	13	13	1.1	1,063	7	1	0.7
盛岡地方裁判所	1,538	73	55	4.7	1,388	26	18	1.9
札幌地方裁判所	1,929	755	127	39.1	1,808	344	98	19.0
旭川地方裁判所	1,228	163	47	13.3	1,371	64	26	4.7
高松地方裁判所	956	211	82	22.1	928	8	7	0.9
松山地方裁判所	1,450	68	63	4.7	1,281	51	50	4.0
水戸家庭裁判所	358	133	28	37.2	312	5	1	1.6
静岡家庭裁判所	557	72	54	12.9	600	10	7	1.7
新潟家庭裁判所	625	8	6	1.3	553	3	3	0.5
金沢家庭裁判所	503	141	11	28.0	425	22	1	5.2
那覇家庭裁判所	511	172	57	33.7	502	51	43	10.2
計	53,124	12,315	3,253	23.2	50,390	3,381	2,360	6.7

(ア) 最高裁判所における請求書の日付の記載状況

最高裁判所の23年度分の請求書について、日付の記載状況を確認したところ、図表2-2-1のとおり、5,119件中3,387件の請求書に日付の記載がなく、請求書全体に対する日付の記載のないものの割合は66.2%となっていた。最高裁判所によると、このように日付の記載がないものが多いのは、提出された請求書に日付の記載がない場合は、当該請求書に受理の日付印（以下「受付日付印」という。）を押印することで請求を受けた日が明確になることから、相手方に日付の記入を求めることまではしておらず、専ら受付日付印を押印することで処理していたことによるとのことであった。

24年度分については、4,630件中285件の請求書に日付の記載がなく、その割合は6.2%となっていて、23年度分に比べて低減していた。最高裁判所によると、これは、国会等で日付の記載のない請求書等が問題となったことなどを受けて、24年4月に「請求年月日が空欄の請求書等の取扱いについて」（平成24年4月26日最高裁判所事務総局経理局監査課。以下「最高裁業務要領」という。）を各課に発して、日付の記載のない請求書等が提出された場合は相手方に対して日付の記入を求めるなどの対策を講じていることによるとしていた。

最高裁業務要領に基づく請求書の日付の取扱いが周知されたとされる24年5月以降に支払の対象となった請求書4,606件分についてみると、日付の記載のない請求書は277件であった。このうち、様式上日付欄のない請求書は249件であり、さらに、このうち241件は光熱水等といった公共料金等（以下「公共料金等」という。）に係るものとなっていた。公共料金等については、その料金が国等により認可されたものであることに加えて、その請求は毎月同じ時期に定型的な内容で行われるものであり、請求に対応する期間が明記されていて、支払期日も約款等で定まっているものである。そこで、上記の277件から公共料金等に係る241件を除いた36件についてみたところ、このうち21件は最高裁判所が日付を記入するよう相手方に要請したものの応じなかったことなどからそのまま受理したものであるとしていて、これも除くと残りは15件となり、上記の4,606件に対する割合は0.3%となる。

(イ) 下級裁判所における請求書の日付の記載状況

a 23年度の状況

38高地家裁の23年度分の請求書全体に対する日付の記載のない請求書の受理状況は、図表2-2-1のとおり、金沢地方裁判所を除く37裁判所で日付の記載のない請求書の受理が見受けられ、その割合は0.7%から65.5%までとなっていた。これらの裁判所では、日付の記載のない請求書が相手方から提出された場合には、従前から、その場で相手方に記入させたり、職員が書き入れたり、受付日付印を押印したりしていたとしていて、取扱いが区々となっていた。

また、金沢地方裁判所については、相手方から提出された全ての請求書に日付が記載されていたが、これは、日付の記載のない請求書を受理した後、相手方に日付を確認するなどした上で職員が日付の書入れを行っていたためであるとしていた。職員による書入れを行っていたとする裁判所は、金沢地方裁判所のほかに、東京高等裁判所、東京、宇都宮、静岡、新潟、名古屋、山口、仙台、松山各地方裁判所及び静岡、新潟、金沢各家庭裁判所の計12裁判所となっていた。

#### b 24年度の状況

38高地家裁の24年度分の請求書全体に対する日付の記載のない請求書の受理状況は、図表2-2-1のとおり、全ての裁判所で日付の記載のない請求書の受理が見受けられ、その割合は0.5%から22.0%までとなっていた。

最高裁判所は、前記のとおり、24年4月に最高裁業務要領を各裁判所に対して発しており、各裁判所はこれを参考にそれぞれ処理方針等を検討するとともに、日付の記載のない請求書が提出された際には相手方に対して日付の記入を求めるよう周知した。そして、38高地家裁のうち神戸地方裁判所及び新潟家庭裁判所を除く36裁判所においては、24年5月から同年11月までの間に最高裁業務要領に基づいた取扱いを開始しており、日付の記載のない請求書については相手方に日付の記入を求めるなどの対策を講じていた。神戸地方裁判所は、最高裁業務要領が送付される以前の23年11月に、日付の記載のない請求書等の取扱いに関する内部規程を定めており、日付の記載のない請求書が郵送されてきた場合は受付日付印を押印することとして、相手方に日付の記入を求めることまではしていなかったが、25年1月以降は最高裁業務要領に基づきこのような場合も相手方に日付の記入を求めることにした。また、新潟家庭裁判所は、25年4月から最高裁業務要領に基づく取扱いを行うこととした。



24年度に日付の記載のない請求書を受理した割合が高い裁判所のうち、10%を超えていた水戸、宇都宮、前橋、静岡、大阪、神戸、熊本、札幌各地方裁判所及び那覇家庭裁判所の9裁判所についてみると、日付の記載のない請求書（裁判所が日付の記載を要請したが相手方が応じなかったとしているものなどを除く。）の多くは、最高裁判所と同様に公共料金等に係るものとなっていた。特に、水戸、前橋、静岡各地方裁判所については、日付の記載のない請求書における公共料金等に係るものの件数が多く、それを除くと、日付の記載のない請求書の割合は、1.1%から1.9%までとなっていた。

しかし、これら以外の6裁判所については、公共料金等に係るものを除いても日付の記載のない請求書の割合が、5.4%から17.6%までとなっていた。そこで、これら6裁判所について、各裁判所が最高裁業務要領による取扱いを開始したとしているそれぞれの時期の前後において、具体的な改善が図られているかをみると、日付の記載のない請求書の割合は、公共料金等に係るものを除くと取扱いの開始以前は8.1%から28.4%までとなっていたものが、開始以後は2.0%から7.4%までとなっており、依然として請求書の受理について改善に努める必要がある状況ではあるものの、最高裁業務要領による取扱いを開始する以前に比べると、日付の記載のない請求書の割合は低減していた。

なお、宇都宮地方裁判所については、日付の記載のない請求書の割合が23年度は8.3%であったのに対して24年度は22.0%と増加しているが、これは23年度までは職員による日付の書入れを行っており、24年度にはこれを改めたことにより、日付の記載のない請求書が増えたためであるとしている。

## イ 納品書

納品書は、売主が商品等を買主に納入する際、商品等と一緒に買主に提出する書類であり、通常、納品先の名前、発行年月日及び納品年月日、発行者の名前及び住所のほか、納品物の明細、数量、単価、合計金額等が記載されている。納品書は、業者が慣習に従い又は任意に提出するものであって、履行内容を明示する性格及び給付の完了を通知する性格を有するものである。

納品書において日付が重要となるのは、それが給付を終了した旨の通知としての意味を持つ場合である。そして、契約における検査の時期は、支払遅延防止法により、国が相手方から給付を終了した旨の通知を受けた日から工事については14日、

その他の給付については10日以内の日としなければならないとされていることから、検査を行う期限は、給付を終了した旨の通知を受けた日がいつであるかによって定まることとなる。

最高裁判所は、22年度に、「国の行政機関の法令等遵守（会計経理の適正化等）に関する調査結果に基づく勧告」（平成22年7月13日総務省）が全府省に出されたことを契機として、契約事務の適正化の観点から、納品書の取扱いに関して「物品調達に係る納品書等の取扱いについて（事務連絡）」（平成22年11月30日最高裁判所事務総局経理局監査課）を下級裁判所に発している。この中では、23年1月1日の納品分から、検査職員が相手方に対して納品書の提出を求めること、納品書に受付日付印を押印するなどして受理日を明らかにすること、納品書は当該年度経過後5年間保存することなどとされている。

そして、最高裁判所及び38高地家裁の会計実地検査の際に検査した範囲では、各裁判所が保存していた納品書は、23、24両年度分とも、上記の事務連絡に基づき、受付日付印が押印されるなどして給付の終了した日が明確になっていた。

#### ウ 見積書

見積書は、役務や物品の納入等に関して、業者がそれを達成するためにどれくらいの価格や期間になるかを見積もり、依頼元に示す書類で、その提出は契約の申込みに当たるとされており、依頼元はその内容から発注するか否かを判断することになる。見積書には、通常、依頼元の名前、見積書を作成した日付、作成した者の名前、住所、見積金額等が記載されている。

国においては、予定価格を算定するための参考見積書を徴する場合、見積合わせにおいて発注することを前提に見積書を徴する場合等がある。この見積合わせのために徴する見積書に記載される日付は、当該見積書が相当の期間内に提出されたものであるかを確認したり、特に見積書に有効期間が表示されているような場合には当該見積行為がどの程度の期間有効かを確認したりする上で重要となる。

最高裁判所及び8高等裁判所の会計実地検査の際に検査したところ、各裁判所が見積合わせで徴した見積書のうち、日付の記載のないものの受理状況は、23年度分については1,575件のうち519件となっていて、割合にして33.0%であったのに対して、24年度分については、最高裁業務要領に基づき、見積書の提出依頼に当たって業者に作成年月日の記入を求めることとしていたため、731件のうち20件、割合にして2.

7%となっていて、その割合は低減していた。

## (2) 調達手続の適正性

### ア 調達手続の適正性

裁判所においては、日付の記載のない請求書、納品書等の会計書類の取扱いについては、以上のとおり、最高裁業務要領に基づくなどして、請求日付や給付を終了した日付等を明確にするよう、改善に取り組んでいる。しかし、不適正経理を防止するためには、作成された会計書類に不備がないことに加えて、調達手続が法令のとおって行われているかが重要となる。そこで、最高裁判所及び38高地家裁において、契約締結、発注、検査等の調達手続が適正に行われているかを検査したところ、次のような事態となっていた。

#### (ア) 見積合わせについて

国の契約のうち、随意契約による場合は、なるべく2者以上の者から見積書を徴することとされており、多くの裁判所では契約事務取扱基準等により3者以上の者から見積書を徴することとされている。これは、見積書を提出した者の中で最も低廉な価格を提示した者を相手方として選定するためである。

各裁判所における見積合わせの実施状況について検査したところ、さいたま、金沢両地方裁判所及び金沢家庭裁判所の3裁判所において、特定の1業者と契約することを前提として、当該業者に対して、見積書の提出の際に他の任意の2業者分の見積書も合わせて提出するよう依頼している事態が、図表2-2-2のとおり計176件、契約金額計2606万余円見受けられた。各裁判所に保管されていた当該見積書については、書面上は3者から徴したようになっていたが、実際には上記のような経緯で入手したものであり、適切な見積合わせは行われておらず、競争性が妨げられる結果となっていた。

このような事態は、随意契約においてもなるべく2者以上の者から見積書を徴することとしている会計法令の趣旨に照らして適切を欠くと認められる。

図表2-2-2 適切な見積合わせが行われていなかった契約の状況

(単位：件、円)

裁判所名	平成23年度			24年度			計		
	契約業者数	契約件数	契約金額	契約業者数	契約件数	契約金額	契約業者数	契約件数	契約金額
さいたま地方裁判所	12	35	10,963,522	8	15	4,492,329	15	50	15,455,851
金沢地方裁判所	21	51	5,560,386	12	24	3,602,581	26	75	9,162,967
金沢家庭裁判所	12	45	1,129,701	5	6	321,475	15	51	1,451,176
計	40	131	17,653,609	23	45	8,416,385	49	176	26,069,994

(注) 契約業者数は、重複しているものがあるため、合計しても計欄の契約業者数と一致しない。

<事例1>

さいたま地方裁判所は、平成24年1月に、熊谷支部電話交換機修繕工事をA社と434,280円で契約している。

当初は、23年6月に、修繕の対象となる電話交換機の保守を請け負っているA社のほか、B社及びC社の計3者による見積合わせを実施して、最安値であったA社を相手方としたとしていたが、東日本大震災の影響により部材の調達が困難となったことから、修繕をしばらく見合わせることにした。そして、23年12月に、改めてA社のほか、D社及びE社の計3者による見積合わせをして、最安値であったA社を相手方としたとしていた。

しかし、この2回の見積合わせは、いずれもさいたま地方裁判所が、A社に対して、見積書の提出の際に他の任意の2業者分の見積書を合わせて提出するよう依頼しており、A社が提出した計6件の見積書をそのまま受理して見積合わせをしたこととして、最安値であったA社を相手方としていた。

(イ) 会計書類の作成手続、保存等について

国の調達手続においては、支出負担行為担当官が物品管理官からの物品取得請求を受けて調達手続を開始して、相手方の選定、支出負担行為決議等を経て契約を締結している。こうした調達手続の過程における会計書類の作成手続等について検査したところ、さいたま地方裁判所等5裁判所において、次のような不適切な事態が見受けられた。

- ① 支出負担行為決議の前日に契約を締結していたり、仕様書で作業開始前の提出を定めていた書類を作業終了後に受け取っていたりしたもの

さいたま、水戸両地方裁判所、静岡家庭裁判所 3件 契約金額1608万余円

- ② 発注の事実を示す書類が保存されていなかったため、発注した日が確認できないなどしていたもの

さいたま、前橋、静岡各地方裁判所

4件 同773万余円

<事例2>

前橋地方裁判所は、平成23年度に、プリンタ用トナーカートリッジをF社から3,540,306円で購入（単価契約）している。

本件契約は、同裁判所が必要の都度トナーカートリッジを発注し、それを受けてF社が定められた期日までに定められた納入先に納品するものである。そして、納品の期日については、契約書において、F社は発注を受けてから7日以内に引き渡さなければならないと明記されており、違反した場合は違約条項が適用されることとなっていた。

しかし、本件契約において必要の都度行われた発注の記録が保管されていなかったため発注した日付が不明であり、納品が契約で定める期日までに行われたものであるかを検証することができない状況となっていた。

(ウ) 検査及び検査調書の作成について

国の契約のうち請負契約又は物件の買入れなどについては、給付の完了の確認に必要な検査をしなければならず、検査を完了した場合には、検査調書を作成することとなっており、検査調書を作成した場合には、これに基づかなければ、支払を行うことができないとされている。

そこで、裁判所に納品された備品等について、物品管理簿における数量、備品等の現物及び業者等が保有する帳票類とを突合するなどして不適合はないか、給付の完了に必要な検査の手續に問題はないかなどを検査したところ、最高裁判所等9裁判所において、次のような不適切な事態が見受けられた。

- ① 工事完了前に工事検査調書等を作成していたり、一部の品目が検査調書に記載された納品日以後に納品されていたりなどしていたもの

仙台高等裁判所、大阪、那覇、盛岡各地方裁判所

5件 契約金額1億1261万余円

<事例3>

那覇地方裁判所は、平成23年度に、消耗品の購入に係る単価契約をG社と締結している。このうち、同裁判所沖縄支部の24年3月納品分（75品目、122,421円）については、G社が同支部に提出した納品書の日付が24年3月23日となっており、同支部の同日付け検査調書においても納品年月日欄の記載は3月23日となっていた。

しかし、G社が保存していた納品書（控）の余白には、「3/8 4点未納」との記

載と支部担当者の印が押印されており、その下には更に「3/27 完納」の記載と同支部担当者の印が押印されていた。そして、実際は一部の品目が検査調書の納品検査日である3月23日より後の3月27日に納品されていた。

- ② 検査職員に任命された者が実質的な検査を行うことなく、物品を受領した者から納品の報告を受けて確認していたり、検査職員が納品された物品の外観検査をただで動作確認を怠ったため、作動しない物品があるのに検査を完了したとしていたりして、検査の方法が徹底していなかったもの  
最高裁判所、静岡、新潟両地方裁判所、新潟家庭裁判所

5件 同1108万余円

- ③ 仕様書で定めた内容が示されていない業務完了報告書が繰り返し提出されていたにもかかわらず、業者から毎月提出される請求書に対して検査に合格したとしていたもの

盛岡地方裁判所、静岡家庭裁判所

2件 同86万余円

(エ) 会計検査院による業者等に対する検査

裁判所において調達手続が適正に行われているかを検証するために、23年度又は24年度に最高裁判所及び38高地家裁と契約の実績のある業者等の中から、契約金額等を勘案して14業者等を選定して、業者等が保有する総勘定元帳等の帳票類と各裁判所が保存している会計書類とを突合するなどして不適正経理が行われていないかを会計検査院が検査したところ、事例3のように検査調書上の納品年月日と実際の納品年月日が異なるなどの事態は見受けられたものの、各裁判所に納品された物品等の数量が業者等が保有する帳票類に記載された数量と異なる事態は、検査した範囲では、見受けられなかった。

イ 最高裁判所及び各裁判所が執った処置

ア(ア)から(ウ)までの事態についての会計検査院の指摘を受けて、最高裁判所は、「公共調達の適正化について（通知）」（平成25年8月6日最高裁経監第959号）等を下級裁判所に発するとともに、監査事務担当者会議等において、同様の事態が起こらないよう各裁判所に周知徹底を図るとともに、内部監査において、調達手続についての指導を徹底するなどして再発防止に取り組んでいる。

また、ア(ア)から(ウ)までの事態が見受けられた各裁判所においても、発注関係の書類を一定期間保管するなどの取扱いに改めるなど、再発防止に取り組んでいる。

### 3 検察審査会の運営に伴う公費の支出状況

#### (1) 検察審査会の運営に関する予算等

##### ア 「(項) 検察審査費」の歳出予算現額等の推移

一般会計「(組織) 裁判所」には、検察審査業務に必要な経費として「(項) 検察審査費」が計上されている。この「(項) 検察審査費」の22年度から24年度までの歳出予算現額及び支出済歳出額は、図表2-3-1のとおりとなっており、支出済歳出額は毎年度3億円程度となっている。

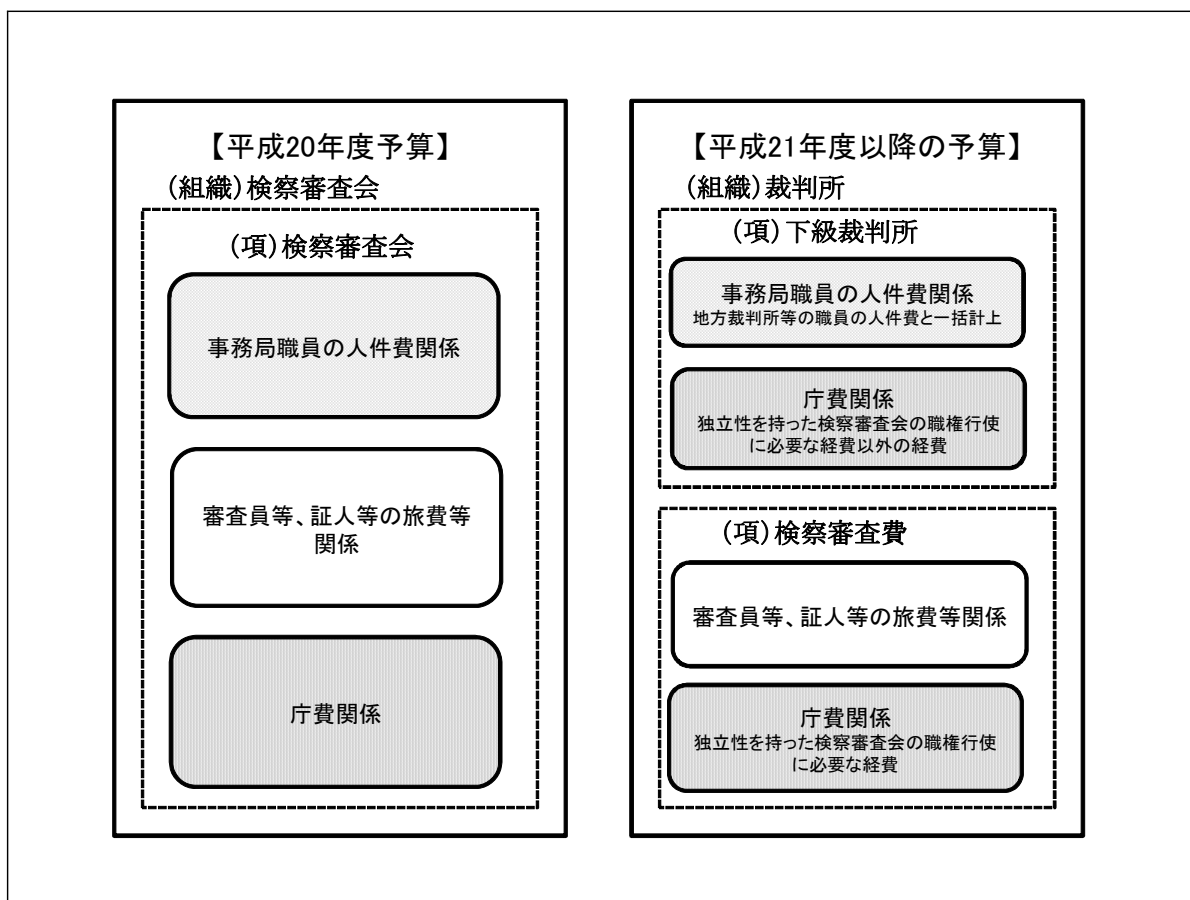
図表2-3-1 「(項) 検察審査費」の歳出予算現額及び支出済歳出額 (単位：千円)

予算科目	平成22年度		23年度		24年度	
	歳出予算現額	支出済歳出額	歳出予算現額	支出済歳出額	歳出予算現額	支出済歳出額
(項) 検察審査費	377,783	314,258	359,370	297,057	366,543	279,620
(目) 委員手当	19,339	1,651	6,994	1,228	6,007	1,226
(目) 職員旅費	972	—	972	—	972	—
(目) 委員等旅費	777	7	268	8	262	11
(目) 検察審査員旅費	277,043	263,484	284,625	251,396	296,888	239,833
(目) 証人等旅費	138	21	138	—	138	8
(目) 庁費	79,514	49,094	66,373	44,423	62,276	38,539

##### イ 平成21年度予算における計上方法の変更

検察審査会に係る予算は、平成20年度予算まで一般会計「(組織) 検察審査会 (項) 検察審査会」として、「(組織) 裁判所」とは区分して計上されていた。事務局職員の人件費等についても、裁判所職員の人件費等とは区分されて「(組織) 検察審査会」に計上されていた。しかし、平成21年度予算においては、この計上方法が見直され、「(組織) 裁判所 (項) 検察審査費」として引き続き裁判所の他の経費と区分して計上されるものと、地方裁判所等の経費と合わせて「(組織) 裁判所 (項) 下級裁判所」として計上されるものとに分けられた(図表2-3-2参照)。

図表2-3-2 検察審査会に係る平成20年度予算と平成21年度以降の予算との比較イメージ



事務局職員の人件費の予算は、平成20年度予算まで「(組織) 検察審査会 (項) 検察審査会 (目) 職員基本給」等として計上されていたが、平成21年度予算以降には、地方裁判所等の職員の人件費の予算と一括して「(組織) 裁判所 (項) 下級裁判所 (目) 職員基本給」等に計上されている。この計上方法の変更の経緯は、次のとおりである。

すなわち、従前は裁判所職員定員法（昭和26年法律第53号）で定められていた検察審査会事務官の定員が、19年の検審査法及び裁判所職員定員法の改正により、最高裁判所が定めることとされた。これは、最高裁判所によると、司法制度改革の円滑な実施を図るための法整備の一環として、検察審査会の機能の強化等を図るために検審査法が改正され、これに伴い事務局が行う事務の内容が大幅に変わるようになったこと、事務局の事務量に大きな影響を与える検察審査会への事件審査の申立件数は、年間を通じての予測が困難であり、年度中に申立件数が急増するなどの事態が生じても適切に対応できるようにする必要があったこと、また、事務局の事務量は



年間を通じて繁閑が生ずるために、閑散な時期については裁判所の事務を行わせるなど、その事務量に応じて機動的な人員配置を可能とすることからこのような方式とされたとのことである。そして、上記の法改正による定員に関する規定の弾力化の趣旨を予算面においても反映させるために、事務局職員の人件費について、地方裁判所等の職員の人件費と一括して予算に計上することとされたとのことである。

一方、審査員等や証人等に支給される旅費等に関する予算については、独立性を持った検察審査会の職権行使に必要な経費であることから、「（組織）裁判所（項）検察審査費」として引き続き裁判所の他の項の経費とは区分して計上されている。

また、庁費については、審査員等に対する招集状発送のための通信費といった独立性を持った検察審査会の職権行使に直接に必要な経費については、上記の旅費等と同様に、「（組織）裁判所（項）検察審査費（目）庁費」として引き続き裁判所の他の項の経費とは区分して計上され、事務局で使用する備品の購入経費といったそれ以外の経費については、事務局職員の人件費と同様に、地方裁判所等の庁費と一括して、「（組織）裁判所（項）下級裁判所（目）庁費」として計上されている。

以上のことから、現在は、予算の計上方法が変更されたことにより、検察審査会の事務局職員の人件費や庁費の規模を決算上から把握することはできない状況になっている。

なお、平成20年度予算における「（組織）検察審査会」の歳出予算現額及び支出済歳出額を示すと、図表2-3-3のとおりである。

図表2-3-3 平成20年度予算における「(組織) 検察審査会」の歳出予算現額及び支出済歳出額  
(単位：千円)

予算科目	歳出予算現額	支出済歳出額
(組織) 検察審査会		
(項) 検察審査会	5,867,750	5,787,706
(目) 職員基本給	3,515,128	3,502,235
(目) 職員諸手当	1,804,578	1,786,699
(目) 超過勤務手当	70,571	57,963
(目) 短時間勤務職員給与	1,151	—
(目) 児童手当	12,445	11,755
(目) 職員旅費	5,712	3,748
(目) 検察審査員旅費	245,028	234,100
(目) 証人等旅費	194	—
(目) 庁費	212,943	191,204

(2) 会議の開催状況

165検察審査会における22年度から24年度までの会議の開催状況は、図表2-3-4のとおりとなっており、会議開催回数は、22年度は2,212回、23年度は2,145回、24年度は2,083回となっている。

このうち、会計実地検査の対象とした42検審では、22年度は803回、23年度は765回、24年度は734回の会議が開催されていた。

図表2-3-4 165検察審査会における会議の開催状況

年度	会議開催回数 (回)				流会等 (回) (B)	計 (C) = (A) + (B)
	(A)	うち事件審査を行った 会議 (A)に占める割合	うち事件審査を行わなかった 会議 (A)に占める割合			
平成22	2,212	1,649	74.5%	563	27	2,239
23	2,145	1,566	73.0%	579	15	2,160
24	2,083	1,507	72.3%	576	15	2,098

また、開催された会議を事件審査の有無によって分類すると、事件審査を行わなかった会議が各年度とも会議開催回数の4分の1程度を占めている。第1の2(3)記載のとおり、検審査において、年4回の会長を互選するための会議及び年4回の定例の会議を開

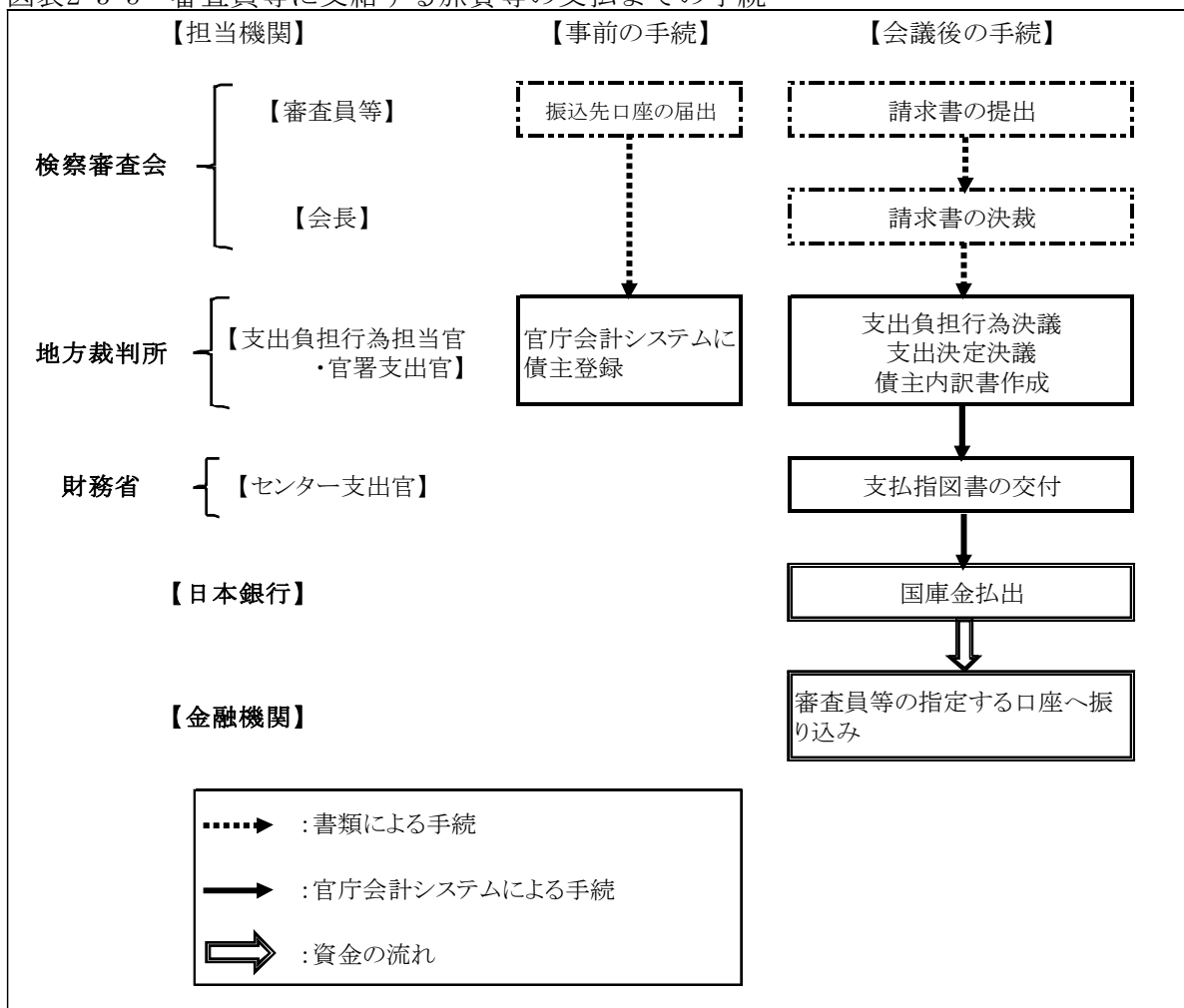
催することとされている（図表1-3-2参照）こともあり、多くの検察審査会では、審査すべき事件がない場合でも会議を開催している。

### (3) 審査員等に係る旅費等の支出状況

審査員等に対して支給される旅費等については、「（項）検察審査費（目）検察審査員旅費」から支出されており、その支出済歳出額は22年度2億6348万余円、23年度2億5139万余円、24年度2億3983万余円となっている。そして、42検審において支給された旅費等の額は、22年度1億0040万余円、23年度9366万余円、24年度8774万余円となっている。

審査員等に対して支給される旅費等の支払までの手続は図表2-3-5のとおりである。審査員等は、旅費、日当等の支払を受けるために、出頭に要した旅費の額等を記載した請求書を提出する。この請求書は、会長の決裁を経て地方裁判所の会計担当部局に提出される。検察審査会には会計機関が設置されていないため、支出の決定等の会計法令上の手続は、地方裁判所に設置されている官署支出官等が行っている。なお、会計法令上の手続については、官庁会計システムを使用して処理されており、各地方裁判所、財務省（センター支出官）及び日本銀行がその手続に関与している。

図表2-3-5 審査員等に支給する旅費等の支払までの手続



審査員等への旅費等の支払に関して、計算証明規則に基づいて各地方裁判所の官署支出官から会計検査院に提出される証拠書類は、「請求書」及び「支出負担行為即支出決定決議書」（複数の審査員等への旅費等の支払についてまとめて支出負担行為決議等を行っている場合には、それぞれの審査員等への支払額を記載した「債主内訳書」が添付される。）となっている。また、官署支出官からは、「支出済みの通知に関する書類」が支出計算書（官署分）の添付書類として会計検査院に提出される。支出済みの通知は、個々の支出が決定のとおり行われたかを官署支出官が確認するためにセンター支出官から官庁会計システムを使用して通知されているもので、支払1件ごとに予算科目、債主、金額、振込金融機関、振込口座番号等が記録されている。

また、センター支出官から、証拠書類として「日本銀行の支払済書」、「支払指図書書の交付の内容を明らかにした決議書の類」等が会計検査院に提出されている。

なお、これらの証拠書類等のうち、「支出済みの通知に関する書類」については、

オンラインにより会計検査院に提出されている。

#### ア 審査員等に対する旅費等の振り込みの状況

42検審の会計事務を行っている25地方裁判所において、22、23両年度における審査員等への旅費等の支払について確認したところ、42検審の延べ24,510人の審査員等に支払われた旅費等は全て金融機関の口座へ振り込まれていた。そして、請求書と支出済みの通知に関する書類とを突合するなどしたところ、38検察審査会では、振込先は全て審査員等の氏名と同一の名義の口座となっていた。

審査員等の氏名と異なる名義の口座へ振り込みが行われていたのは、4検察審査会の5人の審査員等への振り込み計21回（計153,268円）であった。このうち、3検察審査会における4人への振り込み計20回（計144,234円）については、審査員等本人からの申出によるもので、当該審査員等と同じ名字である他人名義の口座への振り込みであり、3検察審査会によると、振込先口座の名義人は、いずれも審査員等の同居の親族とされていた。また、残る1検察審査会における1人への22年度の振り込み1回（9,034円）については、同年度に裁判員候補者として当該検察審査会が所在する地方裁判所に出頭して同裁判所から旅費等の支払を受けていた別人の口座へのものであり、同裁判所が、氏名が同じ漢字であったことから、別人とは気付かず誤って振り込んでいたものであった。なお、同裁判所は、25年7月までに、誤って振り込んでいた旅費等について返納を受けて、正しい支払先に支払っている。

#### イ 審査員等に対する本人確認等

##### (ア) 検察審査会による本人確認の実施状況

事務局が把握している審査員等に係る情報は、氏名、住所及び生年月日のみであるため、出頭してきた者が選定された審査員等本人であることの確認を行うこと（以下「本人確認」という。）が必要になる。各検察審査会での本人確認の方法は、主として審査員等が最初に出頭する際に本人宛てに郵送した招集状を持参させ、これを確認するというものであった。招集状については、審査員等本人に確認した後に返却されるため、審査員等が持参した招集状を会計実地検査の際に確認することはできなかった。

##### (イ) 会計検査院による審査員等の実在確認

各検察審査会における本人確認の方法は、上記のように主として持参した招集状を確認するものであるが、会計実地検査の際には当該招集状を確認できなかった

たことから、会計検査院は次の調査方法により審査員等が実在の人物であったのかという点について確認した。

すなわち、会計検査院は、当事者である検察審査会及び裁判所を介在させずに調査するため、11検察審査会の会議に23年5月から7月までに出頭したとして旅費等が支払われている189人に調査票を直接郵送した。この結果、146人から回答があり、この146人全員から、検察審査会に出頭した実績があり、旅費等の振り込みを受けている旨の回答がなされた。また、11検察審査会全てについて、所属した検察審査会に出頭した実績がある旨の回答がなされている。

なお、第1の3(1)に記載のとおり、検察審査会については、特定の事件についての議決に関与した審査員の平均年齢を公表したことに關して、その値が2回にわたり訂正されたり、最終的に公表された平均年齢の値が別の議決に関与した審査員の平均年齢として公表された値と同一の値であったりしたことを端緒として、当該特定の事件についての議決に関与した審査員が実在の人物であったのかという点について疑義があるといった内容の質疑が国会で行われるなどした。そこで、この点についても、会計検査院法第26条に基づき、当該議決を行った検察審査会に対して、関係する選定録及び会議録の提示を求めて、会計検査院に提出された証拠書類と対照するなどしたところ、証拠書類に記載された氏名と選定録等に記載された審査員等の氏名とが異なるなどの事態は見受けられなかった。また、併せて選定録に記載されている当該事件についての議決に関与した審査員の生年月日を確認したところ、最終的に公表された平均年齢の値は選定録に記載されている生年月日から算出した平均年齢の値と一致した。

#### ウ 出頭の事実を記録する書類の作成状況及び保存状況

審査員等に対する旅費等については、前記のとおり、審査員等が提出する請求書を基に支払が行われるが、請求書の記載内容について確認するために、会議の開催状況及び審査員等の出頭の事実を記録した書類についてみたところ、会議録の様式中に審査員等の出頭状況を記録する欄が設けられていた。また、各事務局では、会議に際しては、審査員等の座席をあらかじめ指定して名札を置くなどしており、着席状況によって出欠を確認するなどしていた。

会議録については、「検察審査会における会議録及び選定録の様式等について」(平成21年5月7日刑一第000070号検察審査会事務局長宛て刑事局長通達)において、

事件審査を行った会議の会議録は保存期間が10年とされているものの、事件審査を行わなかった会議の会議録は、当該年度の審査員等の任期終了後速やかに廃棄することとされていた。このような事件審査を行わなかった会議は、図表2-3-4のとおり、各年度とも会議開催回数の4分の1程度を占めており、実際に、42検審のうち、22、23両年度に事件審査を行わなかった会議の実績があった22検察審査会でも、事件審査を行わなかった会議の会議録は上記の通達を根拠として一部を除いて廃棄されていた。

また、第1の2(3)に記載のとおり、検察審査会は、出頭した審査員等が11人に満たない場合には、会議を開き議決することができない。このように出頭した審査員等が11人に満たなかったことが、22年度27回、23年度15回、24年度15回あった。このような場合の各検察審査会の対応をみると、会議を流会にしたり、出頭した審査員等だけで審査の対象となっている事件の資料を調べるなどしたりしていた。このように、流会になるなどした場合については、審査員等の出頭状況を記録する会議録は作成することとはされていない。

以上のように、事件審査を行わなかった会議等の開催状況及び個々の審査員等の出頭状況の記録については、請求書を除いて、事後的な検証に備えて保存される仕組みとはなっていない。

前記のとおり、旅費等の支出済歳出額は22年度2億6348万余円、23年度2億5139万余円、24年度2億3983万余円となっている。このうち、事件審査を行わなかった会議に係る旅費等の額は、22年度6017万余円、23年度6074万余円、24年度5987万余円となっていて、また、流会等の際の出頭に係る旅費等の額は、22年度146万余円、23年度93万余円、24年度86万余円となっている。

なお、検査した範囲では、出頭状況の記録が残されていた会議について、出頭状況の記録に記載されている日付等と請求書の記載内容との整合性が取れていなかったり、出頭状況の記録が残されていなかった会議について、所在する地方裁判所が保存していた会議室の使用簿等に検察審査会が会議室を使用したと記録されていた日と請求書記載の出頭日とが一致していなかったりする事態は見受けられず、請求書の記載内容について特に問題と認められる事態はなかった。

## エ 旅費等の額の算定等の状況

### (ア) 旅費及び宿泊料

旅費については、「検察審査員等の旅費、日当及び宿泊料を定める政令」（昭和24年政令第31号。以下「旅費政令」という。）において、鉄道賃、船賃、路程賃及び航空賃の4種類とされている。このうち、航空賃の額は、現に支払った旅客運賃によることとされている。

また、宿泊料については、出頭等に必要な夜数に応じて、地域により1夜当たり8,700円以内又は7,800円以内の額で会長が決定することとされている。

42検審では、地方裁判所の会計担当部局の確認を受けるなどして、旅費を算定していた。また、航空賃について、22、23両年度に支給した実績があった10検察審査会はいずれも航空会社の領収書等により審査員等の支払額を確認しており、宿泊料についても、支給した実績があった13検察審査会はいずれも宿泊施設の領収証により宿泊の事実を確認するなどしていた。

(イ) 日当

a 支給基準

日当については、旅費政令において、出頭等に必要な日数に応じて、1日当たり8,000円以内の額で会長が決定することとされている。最高裁判所は、日当の額の決定の便宜を考慮して、「検察審査員等の日当の支給基準等について」

（平成12年刑一第169号検察審査会事務局長宛て刑事局長・経理局長依命通達。以下「支給基準」という。）を発している。そして、各検察審査会に対して、支給基準を参考にして、適正な日当額の決定に資するとともに、予算の執行上支障を生ずることのないように十分配慮するように求めている。支給基準において定められている具体的な日当の基準額は図表2-3-6のとおりとなっていて、会議に関与した日の関与時間（以下「関与時間」という。）に応じて、基準額が設けられている。

図表2-3-6 審査員等に対する日当の支給基準（抜粋）

区	分	基準額
関与時間	1時間以内	4,370円
	1時間を超え2時間以内	4,370円を超え4,710円以内
	2時間を超え3時間以内	4,710円を超え5,110円以内
	3時間を超え4時間以内	5,110円を超え5,740円以内
	4時間を超え5時間以内	5,740円を超え6,730円以内
	5時間を超え6時間以内	6,730円を超え7,310円以内
	6時間を超えるもの	7,310円を超え8,000円以内



b 関与時間を記録する書類の作成状況

日当の額は、支給基準において、審査員の会議への関与時間等を勘案して額を決定するように求めており、支給基準で示されている基準額も関与時間に応じたものとされている。また、42検審では、おおむね、会議終了時に会長と事務局職員とで関与時間を確認した上で会長が具体的な日当の額を決定しているとのことであった。これらのことから、日当の額を決定するに当たっては、関与時間が重要な要素となっている。しかし、会議録の記載事項を定めた検察審査会法施行令においては、会議の開始時刻や終了時刻について会議録に記載することとはされていないこともあり、支給基準においても、審査員等の会議への関与時間について、記録を作成し保存することとはされていなかった。

一方で、検察審査会は、事件審査の記録としては、「検察審査会における事件関係の帳簿の備付け、保存及び廃棄について」（平成21年5月7日刑一第000037号検察審査会事務局長宛て刑事局長通達）において期日簿を作成することとされており、その様式は、審査した事件ごとに審査の開始時刻及び終了時刻を記載するものとなっており、実際の開始時刻等を期日簿に記録していた会議については、事件審査が行われた会議に要した時間が記録として保存されていた。

しかし、期日簿に記録する開始時刻等については、上記の通達に詳細な説明が記載されていないため、検察審査会によって、会議の実際の開始時刻等を記録していたり、予定の開始時刻等を記録していたりと区々となっていた。また、期日簿は、審査する事件ごとに作成することとされているため、事件審査を行わなかった会議については、自主的に期日簿に当該会議の時間を記録するなどしていた一部の検察審査会を除いて、会議に要した時間が記録として保存されていなかった。

また、会議に遅刻したり、早退したりした審査員等については、関与時間が他の審査員等より短いことなどから、日当の額についても他の審査員等より少額にする調整が行われている。42検審のうち上記日当の額の調整が行われている35検察審査会における遅刻及び早退に係る記録についてみたところ、自主的に具体的な遅刻や早退の時間を記録し保存していたのは、一部の検察審査会のみであった。

このように、検察審査会が作成している会議録、期日簿等の書類だけでは、

関与時間を事後的に検証できる仕組みとはなっていなかった。

(4) 証人等及び審査補助員に対する旅費等の支出状況

ア 証人等及び審査補助員に対して支給される旅費等の概要

証人等及び審査補助員に対する旅費、日当及び宿泊料の支給の基準等については、審査員等に対して支給される旅費等と同様に、旅費政令等に規定されている。

また、審査補助員に対して支給される手当の額については、「審査補助員に支給すべき手当の額について」（平成21年4月8日最高裁判一第000305号地方裁判所長宛て最高裁判所事務総長通達）等により図表2-3-7のとおり定められている。なお、手当を支給する日については、日当は支給しないこととされている。

図表2-3-7 審査補助員に対する手当の額

支給区分		平成21年5月 から22年3月 まで	22年4月か ら23年3月 まで	23年4月か ら24年3月 まで	24年4月以 降
A	審査事件について執務をしたとき（Bに該当する場合を除く。）	31,700円	31,600円	31,500円	28,200円
B	審査事件について執務をした時間が1時間以下のとき	15,800円	15,800円	15,700円	14,100円
C	登庁したものの、審査員の不出頭等の事由により、審査事件について執務をしなかったとき	7,900円	7,900円	7,900円	7,100円

イ 証人等に対する旅費等の支出状況

第1の2(3)に記載のとおり、検察審査会は、審査を行う際に、証人を呼び出したり、相当と認める者の出頭を求めたりすることができることとされている。これらの証人等に対して支給される旅費等については、「(項) 検察審査費 (目) 証人等旅費」から支出されており、その支出済歳出額は22年度2万1195円、24年度8,666円となっている（23年度は支出がない。）。42検審のうち、22年度に証人等に対する旅費等の支給があったのは1検察審査会で2人（旅費等の支給額計1万6740円）である。この2人から提出された請求書と関係書類とを突合するなどしたところ、関係書類の記録と請求書記載の出頭日とは一致していた。

ウ 審査補助員に対する手当等の支出状況

審査補助員については、「審査補助員に対する手当の支給手続について」（平成21年4月8日最高裁人給B第000374号地方裁判所長宛て最高裁判所事務総局人事局長依

命通達)に基づき、出勤簿を作成することとされている。出勤簿には執務日、時間等を記入して、当該審査補助員及び勤務時間管理員(同通達において事務局長が指名することとされている。)が押印することとされている。そして、勤務時間管理員は、出勤簿に基づいて月ごとに勤務時間報告書を作成することとされている。

審査補助員に対して支給される手当については、「(項) 検察審査費(目) 委員手当」から支出されており、支出済歳出額は22年度165万余円、23年度122万余円、24年度122万余円となっている。また、旅費については、「(項) 検察審査費(目) 委員等旅費」から支出されており、支出済歳出額は22年度7,380円、23年度8,828円、24年度11,990円となっている。42検審における審査補助員に対する手当等の支給額は22年度142万余円、23年度91万余円、24年度63万余円である。

これらの手当等のうち、22、23両年度分の上記の出勤簿等と関係書類とを突合したところ、検査した範囲では、出勤簿に記載されている執務日等と関係書類の記録との整合性が取れていない事態は見受けられなかった。

#### (5) 検察審査会に係る庁費の支出状況

##### ア 「(項) 検察審査費(目) 庁費」の支出状況

前記のとおり、独立性を持った検察審査会の職権行使に直接に必要な経費については、「(項) 検察審査費(目) 庁費」に計上される。その支出済歳出額は、22年度4909万余円、23年度4442万余円、24年度3853万余円となっていて、検察審査会の会計事務を行っている地方裁判所のほかに、最高裁判所等においても支出がある。

##### (ア) 地方裁判所における支出状況

全国の地方裁判所における「(項) 検察審査費(目) 庁費」の支出済額は、22年度1733万余円、23年度1672万余円、24年度1608万余円となっている。

このうち、会計実地検査を行った25地方裁判所における「(項) 検察審査費(注2)  
(目) 庁費」の支出状況は、図表2-3-8のとおりとなっている。各検察審査会では、審査員等や検察審査員候補者との連絡のための郵便物を発送するなどしており、支出の内訳として、通信運搬費が大部分を占めている。

(注2) 「(項) 検察審査費(目) 庁費」の支出状況 管内に複数の検察審査会が所在する地方裁判所の場合、「(項) 検察審査費(目) 庁費」の額を検察審査会ごとに区分することができないため、ここでは42検審以外の同一管内に所在する56検察審査会に係る支出についてもまとめて計上してある。

図表2-3-8 25地方裁判所における「(項) 検察審査費 (目) 庁費」の支出状況

(単位：千円)

年度	支出済額		
	(A)	通信運搬費 (B)	その他の経費 (C)
		(B/A)	(C/A)
平成22	10,784	9,956 (92.3%)	827 (7.7%)
23	9,943	9,833 (98.9%)	110 (1.1%)
24	9,664	9,635 (99.7%)	28 (0.3%)

(イ) 高等裁判所における支出状況

高等裁判所における「(項) 検察審査費 (目) 庁費」の支出状況をみると、22年度には6高等裁判所において「(項) 検察審査費 (目) 庁費」からの支出があり、支出済額は計84万余円となっていて、いずれも複写機の購入等のための支出であった。これは、高等裁判所が管内の地方裁判所等で使用する事務機器の一部を一括して調達しており、検察審査会で使用する複写機についても地方裁判所等で使用する分と合わせて調達していることによるものである。

なお、裁判所では、22年度までは、一括調達であっても検察審査会で使用する備品の購入等に要する経費は裁判所で使用する備品の購入等に要する経費とは区分して「(項) 検察審査費 (目) 庁費」から支出していたが、23年度からは全て「(項) 下級裁判所 (目) 庁費」から支出することにしたため、23、24両年度については、高等裁判所における「(項) 検察審査費 (目) 庁費」からの支出はない。

(ウ) 最高裁判所における支出状況

最高裁判所における「(項) 検察審査費 (目) 庁費」の支出状況をみると、図表2-3-9のとおり、22年度3089万余円、23年度2766万余円、24年度2240万余円と地方裁判所等と比べると多額になっている。これは、165検察審査会に共通する経費を支出していることによるものである。

図表2-3-9 最高裁判所における「(項) 検察審査費 (目) 庁費」の支出状況  
(単位：千円)

支出の内訳	平成22年度	23年度	24年度
① 検察審査員候補者通知関係	15,735	16,251	14,645
② 検察審査員候補者名簿管理システム関係	6,219	4,938	1,609
③ 裁判員候補者等コールセンター関係	3,898	3,615	3,606
④ 印刷製本関係	2,785	2,192	1,873
⑤ その他	2,252	668	668
計	30,891	27,667	22,403

図表2-3-9のうち、①検察審査員候補者通知関係の支出は、検察審査員候補者として選定された者に対する通知書等の印刷及び発送業務の委託契約に係る経費等である。②検察審査員候補者名簿管理システム関係の支出は、同システムの改修、保守等に係る経費である。③裁判員候補者等コールセンター関係の支出は、検察審査員候補者に選定された者に対する通知書の発送後、通知を受け取った者からの検察審査会制度等に対する問合せに対応するために、裁判員候補者に対する問合せへの対応業務と併せて委託している契約のうち、検察審査員候補者に係る分を案分して負担している経費である。

#### イ 他の予算科目からの支出状況

前記のとおり、平成21年度予算から、庁費のうち、独立性を持った検察審査会の職権行使に必要な経費以外のものについては、地方裁判所等の庁費と一括して、「(項) 下級裁判所 (目) 庁費」に計上されており、検察審査会及び事務局で使用する備品、消耗品等の購入経費や光熱水料といった経費は、地方裁判所等の経費と区別なく支出されている。このため、決算上、これらの経費について検察審査会の運営に伴う公費の支出分を把握することはできない状況となっている。そこで、25年4月現在で165検察審査会において使用している備品の購入等に要した経費を物品管理のデータ等に基づいて集計したところ、22年度499万余円、23年度423万余円、24年度603万余円となっていた。

また、「(項) 下級裁判所 (目) 情報処理業務庁費」から、事務局で使用するパ

パーソナルコンピュータの借入等に要する経費を支出しており、その額は23年度9万余円、24年度52万余円となっている（22年度は支出がない。）。

(6) 事務局職員の人件費の支出状況

事務局職員の定員については、前記のとおり、最高裁判所が定めることとされており、21年4月以降は165検察審査会で865人となっていて、定員の最も多い検察審査会で11人、最も少ない検察審査会で2人となっている。

事務局職員の人件費は、前記のとおり、平成21年度予算から、「(項) 下級裁判所(目) 職員基本給」等の予算科目に地方裁判所等の職員の人件費と一括して計上されることとなった。このため、決算上、事務局職員の人件費の額を把握することができない状況となっている。

そこで、22、23、24各年度の事務局職員の給与簿を基に集計したところ、事務局職員に係る人件費の額は、<sup>(注3)</sup> 図表2-3-10のとおり、22年度47億3925万余円、23年度48億3661万余円、24年度44億8661万余円となっていた。

(注3) 人件費 今回の集計に際しては、対象年度に支払われた給与の額等を集計しているため、例えば超過勤務手当については前年度3月分の超過勤務の実績により当該年度4月分の給与として支払われている分についても当該年度分とするなどして集計している。

図表2-3-10 事務局職員に係る人件費の額 (単位：百万円、人)

年度	人件費の額	併任発令を受けていない事務局職員の分	併任発令を受けている事務局職員の分
平成22	4,739 (911)	836 (103)	3,902 (808)
23	4,836 (890)	817 (101)	4,019 (789)
24	4,486 (902)	734 (99)	3,752 (803)

注(1) ( )内は人件費集計の対象とした事務局職員の数である。なお、これには、対象年度の途中で異動するなどした者も含めており、当該年度中に事務局に所属したことがある事務局職員の延べ数となっている。

注(2) 対象年度の途中で異動するなどした者については、在籍期間に対応した人件費のみを計上している。

注(3) 育児休業等により当該年度中に給与の支払を受けていなかった事務局職員は、集計に含めていない。

このうち、裁判所への併任発令を受けていない事務局職員に係る人件費は、22年度8億3670万余円、23年度8億1701万余円、24年度7億3409万余円となっている。

また、裁判所への併任発令を受けている事務局職員に係る人件費は、22年度39億0255万余円、23年度40億1960万余円、24年度37億5252万余円となっている。

最高裁判所の説明によると、事務局職員については、各検察審査会の業務量が想定

され得る最大のものとなっても業務の遂行に支障がない職員数を確保できるように事務局を本務とした発令を行っているとのことである。このため、通常時には、多くの職員は併任発令を受けている裁判所の業務に従事することになっているとしている。

### 第3 検査の結果に対する所見

#### 1 検査の結果の概要

##### (1) システム関連の調達に係る契約方式、落札率等の状況

###### ア 契約方式、落札率等の状況

システム関連の調達を契約方式別にみた場合、競争契約の占める割合は、件数で56.1%（年間支払金額1000万円以上の契約では48.3%）、金額で59.3%（同59.0%）となっていて、23年報告（件数で56.6%、金額で72.2%）と比べて低い状況となっていた。このような状況となっているのは、不落随契を除いた随意契約の大半が実質的な複数年度契約となっていたことによるものである（13～16ページ参照）。

契約方式別の平均落札率は、随意契約で99.6%（年間支払金額1000万円以上の契約では99.8%）と、競争契約の79.6%（同81.6%）と比較すると高くなっており、23年報告（競争契約で87.3%、随意契約で98.6%）と比べて競争契約の場合は低く、随意契約の場合はほぼ同等となっていた。このような状況となっているのは、随意契約の大半を占めている実質的な複数年度契約において、調達の際に契約期間全体の総額で入札を行っていることから、初年度の契約の時点で次年度以降の支払金額も定まっているため、予定価格と契約金額が同じになっていたり、不落随契において、予定価格の制限に達した価格の入札がないときに最低価格で入札した者と予定価格の範囲内で価格交渉が行われるため、予定価格と契約金額の差が小さくなっていたりすることによると考えられる（16、17ページ参照）。

競争契約のうち、1者応札の割合は40.1%（年間支払金額1000万円以上の契約では49.3%）と、23年報告（66.4%）に比べて低くなっていたが、平均落札率は95.4%（同95.0%）と、23年報告（96.0%）と同等の高い比率となっていた。また、仕様書において、応札可能な業者が明確に限定されるような記載は見受けられなかった（17、18ページ参照）。

###### イ 予定価格の算定

最高裁判所は、予定価格の算定に当たって、独自技術者単価等を用いて積算した積算額と入札参加予定業者から徴した参考見積書の見積金額を比較するなどして予定価格を算定している。また、年間支払金額1000万円以上の契約147件を対象に、予定価格の内訳に不合理な点はないか、予定価格の算定の際に不適切な手順が採られていないかなどについて、予定価格調書の内訳や算定の手順を確認するなどして検



査したところ、特に報告すべき事態は見受けられなかった（19、20ページ参照）。

#### ウ 競争性の確保の取組

最高裁判所は、情報システムに係る契約において、競争入札等への移行に努めたり、業者が広く参加できるよう仕様の見直しを図ったり、入札の公告期間等を長くしたりするなどして、競争性の確保に取り組んでいる（20、21ページ参照）。

### (2) 請求書、納品書等の会計書類の管理の状況

#### ア 会計書類の日付の記載

最高裁判所及び下級裁判所においては、24年度以降、最高裁業務要領に基づくなどして日付の記載のない請求書及び見積書を受理しないよう改善に取り組んでおり、会計実地検査を実施した最高裁判所及び38高地家裁の請求書の件数を確認したところ、日付の記載のない請求書の件数は23年度分12,315件、24年度分は3,381件となっていて、請求書全体（23年度分53,124件、24年度分50,390件）に対する日付の記載のないものの割合は23年度23.2%、24年度6.7%となっていた。見積書については、最高裁判所及び8高等裁判所が見積合わせで徴した見積書23年度分1,575件、24年度分731件について検査したところ、日付の記載のない見積書の件数は、23年度分519件、24年度分20件となっており、その割合は23年度33.0%、24年度2.7%となっていた。また、23年1月以降、納品書の取扱いについても給付を終了した日付等を明確にするよう改善に取り組んでいて、最高裁判所及び38高地家裁の会計実地検査の際に検査した範囲では、受付日付印が押印されるなど受理日が明らかになっていた。しかし、24年度においてもなお日付の記載のない請求書及び見積書を受理している事態が見受けられた（22～28ページ参照）。

#### イ 調達手続の適正性

随意契約において、特定の1業者と契約することを前提として、当該業者に対して、見積書の提出の際に他の任意の2業者分の見積書も合わせて提出するよう依頼している事態が、3裁判所において23、24両年度に計176件、契約金額計2606万余円見受けられた。このような事態は、会計法令の趣旨に照らして適切を欠くと認められる。また、会計書類の作成手続、保存等が適切でなかったり、履行の完了前に検査調書を作成するなど検査の内容や検査調書の作成が適切でなかったりしていたものが、12裁判所において23、24両年度に計19件、契約金額計1億4837万円見受けられた（28～31ページ参照）。

### (3) 検察審査会の運営に伴う公費の支出状況

#### ア 審査員等に係る旅費等の支出状況

42検審（25地方裁判所）において、22、23両年度における審査員等延べ24,510人の旅費等は全て金融機関の口座への振り込みにより支払われており、ほぼ全ての振り込みについて、振込先は審査員等と同じ氏名の名義の口座となっていた。審査員等の氏名と異なる名義の口座への振り込みは、5人の審査員等について見受けられ、このうち4人については、審査員等本人からの申出による当該審査員等の親族への振り込みであるとされており、残る1人に係る振り込みについては、氏名が同じ漢字であった別人の口座へ誤って振り込んだものであった（38ページ参照）。

審査員等が実在の人物であったのかという点については、会計検査院が調査票を直接郵送して調査したところ、回答があった全員から検察審査会へ出頭した実績がある旨及び旅費等の振り込みを受けている旨の回答を得た。そして、審査員等の出頭状況については、事件審査を行わなかった会議に係るものなどの一部の会議については、請求書以外に記録が残される仕組みとなっていなかった（38～40ページ参照）。

日当の額については、適正な額の決定に資するために参考にするようにされている支給基準において、審査員の会議の関与時間等を勘案して決定することとされているが、審査員等の関与時間の記録を作成し保存することとはされていなかった（41～43ページ参照）。

#### イ 証人等及び審査補助員に対する旅費等の支出状況

証人等及び審査補助員に対する旅費等の支出について、検査した範囲では、請求書等と関係書類の記録との整合性が取れていない事態は見受けられなかった（43、44ページ参照）。

#### ウ 検察審査会に係る庁費の支出状況

「（項）検察審査費（目）庁費」の支出済歳出額は、22年度4909万余円、23年度4442万余円、24年度3853万余円となっていて、地方裁判所のほかに、最高裁判所等においても支出がある。また、これ以外に「（項）下級裁判所（目）庁費」からも備品、消耗品等の購入経費や光熱水料といった経費が地方裁判所等の経費と区別なく支出されていて、決算上、これらの経費について検察審査会の運営に伴う分を把握することはできない状況となっている。そこで、検察審査会で使用している備品

の購入等に要した経費について物品管理のデータ等に基づいて集計したところ、22年度499万余円、23年度423万余円、24年度603万余円となっていた（44～47ページ参照）。

#### エ 事務局職員の人件費の支出状況

事務局職員の人件費は、地方裁判所等の職員の人件費と一括して計上されており、決算上、事務局職員の人件費の額を把握することができない状況となっている。そこで、事務局職員の給与簿を基に集計したところ、人件費の額は、22年度47億3925万余円、23年度48億3661万余円、24年度44億8661万余円となっていた。このうち、裁判所への併任発令を受けていない事務局職員に係る人件費は、22年度8億3670万余円、23年度8億1701万余円、24年度7億3409万余円となっており、併任発令を受けている事務局職員に係る人件費は、22年度39億0255万余円、23年度40億1960万余円、24年度37億5252万余円となっている（47、48ページ参照）。

## 2 所見

### (1) システム関連の調達に係る契約方式、落札率等の状況

最高裁判所においては、随意契約について国庫債務負担行為を活用した競争契約に移行したり、1者応札について仕様の見直しを図ったりなどしているが、今後も、政府内での情報システムに関する議論等の動向を踏まえながら、システム関連の調達における契約の透明性の向上、競争性の確保、適切な予定価格の算定等について引き続き努力する必要がある。

### (2) 請求書、納品書等の会計書類の管理の状況

各裁判所においては、最高裁業務要領に基づき、日付の記載のない請求書について、引き続き改善に取り組む必要がある。また、随意契約において、特定の1業者と契約することを前提として、当該業者に対して、見積書の提出の際に他の任意の2業者分の見積書も合わせて提出するよう依頼していた事態は、会計法令の趣旨に照らして適切を欠くと認められることから、今後、同様な事態が起こらないよう改善する必要がある。さらに、会計書類の作成手続や保存等が適切でなかったり、検査の内容や検査調書の作成が適切でなかったりしている事態については、裁判所全体として改善する必要がある。

### (3) 検察審査会の運営に伴う公費の支出状況

各検察審査会においては、旅費等の支給の適正性を事後的に確認できるように、請

求書以外に記録が残される仕組みとなっていない事件審査を行わなかった会議等に係る審査員等の出頭状況や日当の額を決定するに当たって重要な要素となっている審査員等の会議への関与時間について、適切に記録し保存する体制を整備することが肝要である。

以上のとおり報告する。

会計検査院としては、以上の結果に留意しつつ、今後とも裁判所の会計経理等が適正かつ適切に実施されているかについて、多角的な観点から引き続き検査していくこととする。

別表 165 検察審査会

地方裁判所名	検察審査会名
東京	○ 東京第一
	○ 東京第二
	○ 東京第三
	○ 東京第四
	○ 東京第五
	○ 東京第六
横浜	立川
	横浜第一
	横浜第二
	横浜第三
	横須賀
さいたま	小田原
	○ さいたま第一
	○ さいたま第二
千葉	川越
	熊谷
	千葉第一
	千葉第二
	松戸
水戸	木更津
	八日市場
	○ 水戸
	土浦
宇都宮	下妻
	○ 宇都宮
	大田原
	栃木
前橋	足利
	○ 前橋
	太田
静岡	高崎
	○ 静岡
	沼津
甲府	浜松
	甲府
長野	長野
	上田
	松本
	飯田
新潟	飯田
	○ 新潟
	新発田
	長岡
	高田
大阪	佐渡
	○ 大阪第一
	○ 大阪第二
	○ 大阪第三
	○ 大阪第四
	堺
	岸和田
	○ 京都第一
○ 京都第二	
京都	宮津
	舞鶴
	○ 神戸第一
神戸	○ 神戸第二
	伊丹
	姫路
	豊岡

地方裁判所名	検察審査会名
奈良	奈良
	葛城
大津	大津
	彦根
	長浜
和歌山	和歌山
	田辺
名古屋	○ 名古屋第一
	○ 名古屋第二
	一宮
	半田
	岡崎
	豊橋
	津
岐阜	伊賀
	四日市
	伊勢
	岐阜
福井	大垣
	多治見
	福井
金沢	福井
	○ 金沢
富山	○ 七尾
	富山
広島	高岡
	○ 広島第一
	○ 広島第二
	呉
	尾道
山口	福山
	三次
	○ 山口
	周南
	萩
	岩国
岡山	下関
	○ 岡山
	倉敷
	津山
鳥取	鳥取
	米子
松江	松江
	西郷
福岡	西郷
	○ 福岡第一
	○ 福岡第二
	飯塚
	久留米
	○ 柳川
佐賀	小倉
	佐賀
	○ 長崎
	佐世保
長崎	五島
	厳原
	○ 大分
大分	大分
	中津
熊本	○ 熊本
	八代

地方裁判所名	検察審査会名
鹿児島	鹿児島
	名瀬
	鹿屋
宮崎	宮崎
	都城
	延岡
那覇	○ 那覇
	平良
	石垣
仙台	○ 仙台
	古川
福島	福島
	郡山
	会津若松
	いわき
山形	山形
	米沢
	鶴岡
	酒田
盛岡	○ 盛岡
	○ 二戸
	一関
秋田	秋田
	能代
	大館
	大曲
青森	青森
	弘前
	八戸
札幌	○ 札幌
	岩見沢
	室蘭
	小樽
函館	函館
旭川	○ 旭川
	釧路
	帯広
高松	北見
	○ 高松
	丸亀
徳島	徳島
	美馬
高知	高知
	○ 松山
松山	大洲
	西条
	今治
	宇和島

注(1) 名称中「地方裁判所」又は「検察審査会」は記載を省略している。

注(2) 「○」を付している検察審査会は、会計実地検査の対象とした検察審査会である。